

令和四年第六回定例会（自  
令和四年六月十六日  
至  
令和四年六月十六日）

# 草津町議会定例会会議録

草津町議会

令和四年 第六回〔六月〕定例会

草津町議会議録

令和四年 第六回〔六月〕定例会

草津町議会議録

令和四年 第六回〔六月〕定例会

草津町議会議録

令和四年  
第六回定例会  
草津町議会会議録目次

招集告示	一
第一号（六月六日）	
議事日程	五
会議に付した事件	五
出席議員（十二名）	六
欠席議員（なし）	六
説明のため出席した者	六
事務局職員出席者	七
開会及び開議の宣告	八
議事日程の報告	八
会議録署名議員指名	八
会期決定	八
町長行政報告	九
議長議会報告	一三
議案第一号（議案第十三号の一括上程、説明）	一四

議案第一号〜議案第十三号の委員会付託	二五
承認第一号の上程、説明、質疑、採決	二五
承認第二号の上程、説明、質疑、採決	三三
承認第三号の上程、説明、質疑、採決	三七
承認第四号の上程、説明、質疑、採決	四二
承認第五号の上程、説明、質疑、採決	四四
承認第六号の上程、説明、質疑、採決	四六
報告第一号の報告	四八
報告第二号の報告	四九
報告第三号の報告	五〇
報告第四号の報告	五一
報告第五号の報告	五二
報告第六号の報告	五三
報告第七号の報告	五四
報告第八号の報告	五五
請願及び陳情書の上程、委員会付託	五六
議事予定の決定	六〇
散会の宣告	六〇

議事日程	六三
会議に付した事件	六四
出席議員（十二名）	六四
欠席議員（なし）	六五
説明のため出席した者	六五
事務局職員出席者	六五
開議の宣告	六六
議事日程の報告	六六
付託議案にかかる委員長報告	六六
議案第一号の質疑、採決	七三
議案第二号の質疑、採決	七四
議案第三号及び議案第四号の一括質疑、採決	七五
議案第五号及び議案第六号の一括質疑、採決	七七
議案第七号と議案第九号の一括質疑、採決	七七
議案第十号の質疑、討論、採決	七九
議案第十一号と議案第十三号の質疑、採決	九八
請願・陳情書にかかる委員長報告	九九
追加議案の上程、説明、質疑、採決	一〇三
議員派遣の件	一〇五
付託議案外にかかる委員長報告	一〇六

一般質問	一二
八番 湯本晃久君	一一三
五番 小林純一君	一一五
三番 市川祥史君	一二二
二番 有坂太宏君	一二五
六番 金丸勝利君	一三〇
七番 中澤康治君	一三三
閉議及び閉会の宣告	一五三
署名議員	一五五

草津町告示第二十四号

第六回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和四年五月三十日

草津町長 黒岩信忠

記

一、日 時 令和四年六月六日 午前十時

二、場 所 草津町役場

三、議 題

- 議案第 一号 草津町手話言語条例の制定について
- 議案第 二号 草津町健康増進センターの管理及び利用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 三号 草津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 四号 草津町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 五号 御座之湯の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 六号 町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 七号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第三次）
- 議案第 八号 令和四年度草津町介護保険特別会計補正予算（第一次）
- 議案第 九号 令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第二次）
- 議案第 十号 工事請負契約に係る協定の締結について
- 議案第 十一号 温泉引用者移転許可について
- 議案第 十二号 温泉引用者移転許可について
- 議案第 十三号 温泉引用増量許可について
- 承認第 一号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第 二号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第 三号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第 四号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第 五号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第 六号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 一号 令和三年度草津町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について
- 報告第 二号 令和三年度草津よいとこ元気基金の運用状況について
- 報告第 三号 令和三年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について
- 報告第 四号 令和三年度草津町公共下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 五号 温泉引用者名義移転について
- 報告第 六号 温泉高度利用許可について

報告第 七号 温泉高度利用許可について  
報告第 八号 温泉高度利用許可について

第一日  
六月六日  
(月曜日)

本  
会  
議

令和四年第六回草津町議会定例会議事日程（第一号）

令和四年六月六日（月曜日）午前十時開会

- 第一 開 議
- 第二 議事日程の報告
- 第三 会議録署名議員指名
- 第四 会期決定
- 第五 町長行政報告
- 第六 議長議会報告
- 第七 議案上程
- 第八 議案第一号から議案第十三号  
議案第一号から議案第十三号 委員会付託（別紙付託案）
- 第九 承認第一号から承認第六号上程 質疑・討論・採決
- 第十 報告第一号から報告第八号 報告
- 第十一 請願・陳情書上程 委員会付託（別紙請願及び陳情等文書表）
- 第十二 議事予定の決定（別紙案）
- 第十三 閉 議（散会）

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(十二名)

一 番	安 齋 努 君	二 番	有 坂 太 宏 君
三 番	川 祥 史 君	四 番	安 井 尚 弘 君
五 番	小 林 純 一 君	六 番	金 丸 勝 利 君
七 番	中 澤 康 治 君	八 番	湯 本 晃 久 君
九 番	中 澤 広 夫 君	十 番	黒 岩 卓 君
十 一 番	宮 崎 公 雄 君	十 二 番	宮 崎 謹 一 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長	黒 岩 信 忠 君	副 町 長	福 田 隆 次 君
教 育 長	富 澤 勝 一 君	総 務 課 長	石 坂 恒 久 君
税 務 課 長	黒 岩 一 弘 君	税 務 課 課 付 課 長	熊 川 一 記 君
企 画 創 造 課 長	田 中 浩 君	観 光 課 長	宮 崎 健 司 君
住 民 課 長	堀 田 高 史 君	福 祉 課 長	中 澤 一 夫 君
健 康 推 進 課 長	和 田 修 君	生 活 環 境 課 長	宮 崎 雄 一 君
土 木 課 長	川 島 和 武 君	上 下 水 道 課 長	岡 田 薫 君
温 泉 課 長	関 亘 君	会 計 管 理 者	一 場 礼 子 君

教育委員会事務局長 白鳥正和君  
ベルツこども園長 橋爪保君  
こどもみらい課長 高井洋一君  
福祉課課長補佐 越前谷学君  
総務課主任 新田美幸君

事務局職員出席者

議会議務局長 萩原健司  
議会議書記 大坪真理子

開 会 午前十時一分

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒岩 卓君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりました。ただいまから令和四年第六回草津町議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は十二名であります。地方自治法第百十三条の規定による定足数に達しておりますから、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 卓君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

◎会議録署名議員指名

○議長（黒岩 卓君） 続いて、会議録署名議員を指名します。

六番、金丸勝利議員、七番、中澤康治議員の両議員を指名します。

◎会期決定

○議長（黒岩 卓君） 会期についてお諮りします。会期については、五月二十五日に開催された議会運営委員会で協議した結果、本日から十三日までの八日間とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

よって、会期については、本日より十三日までの八日間と決定いたしました。

#### ◎町長行政報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、町長から行政報告を願います。

黒岩町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） おはようございます。

では、前回令和四年三月七日開催の定例議会から、本日開催の定例議会までの間の行政報告をさせていただきます。

三月十一日、草津中学校の卒業証書授与式が行われ、出席をいたしました。卒業生は四十二名であり、進路状況については、県内公立が三十名、県内私立高校十名、県外への進学者二名となっております。

続きまして、三月十二日、湯畑及び伝統湯地蔵において、テレビ番組「所JAPAN」の取材撮影を受けました。四月十日に全国ネットで放映され、大きな反響がありました。

三月十七日、草津町区長会が役場大会議室で開催され、出席し、挨拶をいたしました。

続きまして、三月十七日、西吾妻福祉病院組合の管理運営協議会及び議会定例会が長野原町役場において開催され、出席をいたしました。

続きまして、三月二十二日、葉山町から議長及び副議長が来庁し、町長室において対応いたしました。

続きまして、三月二十四日、草津小学校の卒業証書授与式が行われ、出席し、挨拶をいたしました。本年は三十二名の児童が卒業されました。

続きまして、三月二十五日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会第一回定例会が中之条町役場で開催され、出席をいたしました。

続きまして、三月二十五日、ベルツこども園の卒園式が行われ、出席し、お祝いの挨拶を述べてまいりました。今年は一十八名の園児が卒園されました。

四月七日、草津小学校及び草津中学校の入学式に出席し、祝辞を述べてまいりました。今年度の草津小学校の新入学児童は二十四名、草津中学校の入学生徒は三十名となっております。

続きまして、四月八日、ベルツこども園の入園式が行われ、出席をし、お祝いの挨拶を述べてまいりました。今年度は十二名の新入園児を迎え、園児の総数は百三名となっております。

続きまして、四月十二日、草津白根山防災会議協議会を開催し、国道二九二号の再開通に向けての協議を行いました。当日は、気象庁や火山学者、群馬県や長野県から多くの関係機関の方々に出席をいただき、白根山の安全対策について確認を行ったものであります。

続きまして、四月十三日、多くの町民の皆様にご協力いただき、春の道路愛護デーを実施いたしました。議員の皆様、大変お忙しい中、現地視察に参加いただき、ありがとうございます。また、四月十五日から十八日にかけて、草津町消防団による幹線道路の洗浄を行っていただきました。ありがとうございます。

続きまして、四月十八日、草津町老人クラブ連合会の定期総会が総合体育館において開催され、出席をし、挨拶をしております。

続きまして、四月十八日、草津町食生活改善推進協議会定期総会が保健センターにて開催され、出席をし、挨拶をしております。

続きまして、四月十九日、草津白根山（湯釜付近）において、避難訓練を実施いたしました。気象庁や群馬県、報道関係者など約五十名の参加を受け、噴火警戒レベルが一から二に引き上がったケースなどを想定し、避難誘導に関する訓練を行いました。

続きまして、四月二十日、前橋市長が来庁し、デジタル&ファイナンス活用による未来型政策協議会の説明を受けました。

続きまして、四月二十一日、草津町区長会の総会が役場大会議室で開催され、出席をし、交代となった新区長二名の方々に私のほうから委嘱状の交付を行い、挨拶をしてまいりました。

続きまして、四月二十二日、国道二九二号志賀草津道路の再開通に伴う安全祈願式が観光協会の主催により行われ、挨拶と安全祈願をしてまいりました。当日は天候に恵まれ、開通を待ち望んだお客様も大変大喜びでいたものであります。また、祈願式後、草津町議会議員の皆さんと山頂部の視察も行ってまいりましたものであります。

続きまして、四月二十六日、県庁のほか県の出先機関などへ出向き、新年度に当たって、関係者のところに表敬訪問に行つてまいりました。

続きまして、四月二十七日、百歳を迎えられた荻井つるじさんを慶祝訪問し、お祝いと挨拶をしてまいりました。

続きまして、四月二十八日、さきの臨時議会で承認いただき購入取得した土地について、草津町議員の方々と現地視察を行い、西の河原公園駐車場の使用方法や滝下原の土地の自然整備について説明を行いました。

続きまして、五月十日、群馬テレビの「三十五市町村長に聞く」という番組の収録を町長室で受け、取材と撮影の対応を行ったものであります。

続きまして、五月十一日、日独交流に関連する場所などを訪問するために来県したドイツ大使館のクレームンス・フォン・ゲッツェ大使が草津町役場に来庁され、議長、観光協会長にも同席をいただき、表敬訪問を受けました。

続きまして、五月十一日、鹿児島県指宿市から議会議員二名が視察に訪れ、第一委員会室にて、町づくり施策に関する講義をいたしました。

続きまして、五月十一日、(株)カインズの会長及び(株)ザスパの社長が来庁し、ザスパ本体の問題、それからチャレンジャーズの問題について、カインズ側から基本的な話の考えを受けたものであります。

続きまして、五月十二日、草津町交通安全指導員に新しく四名の方が加わり、町長室にて委嘱状の交付を行いました。

続きまして、五月十三日、吾妻振興局長が来庁し、町長室にて、七月に開催予定の群馬県未来構想フォーラムの説明を受

けました。

続きまして、五月十六日に、国道一四六号軽井沢バイパス建設等期成同盟会の総会が軽井沢町役場において開催され、私の代理で副町長に出させていただきました。

続きまして、三回目のワクチン接種事業についてでありますけれども、保健センターで集団接種として行ってきた新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の三回目について、五月十七日に終了いたしました。今回も職員の総動員を行い、また医療関係者のご協力をいただきまして、三回目については四千五百九十四人が接種し、八十三・八%と高い接種率となったものであります。四回目接種の関係につきましては、今後計画をし、改めて町民の皆様には周知をしていきたいと思っております。

続きまして、五月十八日に山ノ内役場において、志賀高原ユネスコエコパーク協議会の総会が開催され、担当に出させていただきました。

続きまして、五月二十六日、草津白根山（湯釜付近）において、山頂駐車場やトイレを休憩箇所として開放するための避難訓練を行いました。四月と同様に、気象庁や群馬県等の関係者の参加を受け、無事に実施することができました。五月三十日からはお客様のトイレ休憩などができ、白根山の山頂駐車場を無料開放しております。

続きまして、五月二十八日、国土交通省関東地方整備局が主催した「八ッ場ダム完成 感謝のつどい」が長野原町で行われ、出席をいたしました。

六月一日、草津町消防団による模擬火災訓練が国立療養所栗生楽泉園の敷地内で実施され、団長の指揮の下、良好な訓練が行われました。また、終了式では、町長として消防団員に訓示を行ってまいりました。

続きまして、六月二日、国土交通省関東地方整備局、品木ダム水質管理所長等が来庁し、町長室にて「市町村における災害復旧事業の支援のあり方」についての説明を受けました。災害時の対応に関しては、国や県、関係機関と連携していきたいと思っております。

続きまして、六月三日、草津町自衛官募集相談員の委嘱式が町長室で行われ、二名の相談員に私のほうから委嘱状の交付を行いました。

以上、本定例議会に当たりましての行政報告といたします。

○議長（黒岩 卓君） 以上で町長の行政報告を終了いたします。

#### ◎議長議会報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、私から議会関係の報告をいたします。

三月十一日、草津中学校卒業証書授与式が行われ、各委員会委員長と出席いたしました。

三月十七日、第一回西吾妻福祉病院管理運営協議会及び第一回西吾妻福祉病院組合議会定例会が開催され、中澤副議長、金丸民教土木常任委員長と出席いたしました。

三月二十二日、葉山町から正副議長が来庁され、議員各位が出席し、議長室において対応いたしました。

三月二十四日、草津小学校卒業証書授与式が行われ、出席いたしました。

三月二十五日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会定例会が中之条町役場で開催され、中澤副議長と出席いたしました。

四月七日、令和四年度草津小学校及び中学校の入学式が行われ、出席いたしました。

四月十三日、春の道路愛護デー視察が実施され、議員全員に出席していただきました。

四月十八日、令和四年度草津町老人クラブ連合会定期総会が総合体育館において開催され、出席いたしました。

四月二十二日、国道二九二号志賀草津道路開通に伴う安全祈願式が開催され、議員全員が出席いたしました。

五月十一日、鹿児島県指宿市議会議員三名が来庁され、温泉資源の保護等について、町長及び宮崎温泉温水対策特別委員長と共に出席し、対応いたしました。

五月十六日、令和四年度国道一四六号軽井沢バイパス建設等期成同盟会総会が軽井沢町役場において開催され、金丸勝利

民教土木常任委員長と出席いたしました。

五月二十日、群馬県総合表彰式が前橋群馬会館ホールで行われ、知事より賞状を授与させていただきました。

五月二十六日群馬県町村議会臨時会総会及び町村議会議長研修会に出席いたしました。

五月三十日、全国町村議会議長会主催の令和四年度町村議会議長、副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、出席いたしました。

以上、私からの議会関係の報告を終わります。

---

◎議案第一号～議案第十三号の一括上程、説明

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案の上程をいたします。

お諮りいたします。議案第一号から議案第十三号までについて、一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

よって、議案第一号から議案第十三号までについて、一括上程することに決定いたしました。

続いて、議案に係る説明を願います。

議案第一号から順次願います。

議案第一号、福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、議案第一号につきまして、朗読と説明をいたします。

議案第一号 草津町手話言語条例の制定について。

草津町手話言語条例を別紙のとおり制定する。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきました。一ページから三ページまで条文の記載がございます。

続く四ページの制定理由及び要旨にて説明をさせていただきます。

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割等を明らかにすることにより、町民の手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話の使いやすい環境を構築すること、全ての人が共に生きる地域社会を実現するために制定しようとするものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第二号について、朗読と説明を申し上げます。

草津町健康増進センターの管理及び利用料条例の一部を改正する条例について。

草津町健康増進センターの管理及び利用料条例（昭和六十二年草津町条例第五号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回の条例の改正案が記載されております。

さらにおめくりいただきますと、三ページをご覧ください。

今回の改正理由と要旨について申し上げます。

大滝乃湯及び西の河原露天風呂は、平成二十七年四月より現在の利用料にて運用してまいりましたが、さらなるブランド力の向上と維持をみるみ、諸物価の上昇や施設の修繕を含めた中長期的な施設運用を考慮し、今後の安定的な維持管理に資するため、利用料を改正しようとするものとあります。

四ページ以降は新旧対照表となっております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第三号、住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第三号につきまして、朗読と説明を申し上げます。

議案第三号 草津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

草津町国民健康保険条例（平成十八年草津町条例第二十九号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、改正条文の写しがございます。

さらに一枚おめくりいただきまして、改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

改正理由及び要旨。

国において健康保健法施行令の一部改正が行われ、出産育児一時金の産科医療補償制度の掛金の見直しが行われたことに伴い、草津町国民健康保険条例においても所要の一部改正を行うものであります。

三ページ目については新旧対照表が掲載してございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第四号、福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） 議案第四号につきまして、朗読と説明をさせていただきます。

議案第四号 草津町介護保険条例の一部を改正する条例について。

草津町介護保険条例（平成十二年草津町条例第六号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、改正をする条文がございます。

さらに一枚おめくりいただきまして、二ページをご覧ください。

改正理由及び要旨にて御説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少したこと等による第一号被保険者に係る保険料の減額または免除に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

次の三ページ目は新旧対照表でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第五号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第五号につきまして、朗読と説明を申し上げます。

御座之湯の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について。

御座之湯の設置及び管理運営に関する条例（平成二十四年草津町条例第二十五号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回の条例の改正案が記載されております。

さらにおめくりいただきまして、二ページをご覧ください。

今回の改正理由と要旨について述べさせていただきます。

御座之湯は、平成二十七年四月より現在の利用料にて運営してまいりましたが、さらなるブランド力の向上と維持をもくろみ、諸物価の上昇や施設の修繕を含めた中長期的な施設運用を考慮し、今後の安定的な維持管理に資するため、利用料を改正しようとするものとなっております。

三ページ以降は新旧対照表となっております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第六号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第六号について、朗読と説明を申し上げます。

町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部を改正する条例について。

町営スキー場等の管理及び利用料条例（平成十九年草津町条例第三号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回の条例の改正案が記載されております。

さらに一枚おめくりいただきますと、二ページをご覧ください。

今回の改正理由と要旨について述べさせていただきます。

スノーリゾートから通年型の山岳リゾートへの転換を図るため、草津温泉スキー場内に建設を予定している天狗山ブランコについて、円滑な施設の管理運営を行うことを目的に料金の制定を行い、併せて町営スキー場施設一覧の整理を行い、条例の一部を改正しようとするものとなっております。

三ページ以降は新旧対照表となっております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第七号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第七号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第七号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第三次）。

令和四年度草津町の一般会計補正予算（第三次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二億四千八百七十八万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十一億九千七百四十九万六千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページの「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明を申し上げます。

表の中の款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、十五款国庫支出金一億千三百三十五万五千円の増額。

十六款県支出金六千百十三万一千円の増額。

十九款繰入金六千九百八十万円の増額。

二十一款諸収入四百四十九万八千円の増額。

下がりまして、二ページ、歳出について申し上げます。

一款議会費二十一万一千円の減額。

二款総務費五百二十一万五千円の増額。

三款民生費八千四百九万九千円の増額。

四款衛生費一千七百七十一万七千円の増額。

六款農林水産業費十九万一千円の増額。

七款商工費六千二百五十八万二千円の増額。

八款土木費七千三百五十六万円の増額。

九款消防費三百八十三万円の増額。

十款教育費百三十七万八千円の増額。

一枚おめくりいただきまして、三ページをお願いいたします。

十二款予備費四十二万三千円の増額。

以上、歳入歳出それぞれに二億四千八百七十八万四千円を増額し、歳入歳出それぞれを五十一億九千七百四十九万六千円にしようとするものでございます。

慎重審議について、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第八号、福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） 議案第八号について、朗読と説明を申し上げます。

令和四年度草津町介護保険特別会計補正予算（第一次）。

令和四年度草津町介護保険特別会計補正予算（第一次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五十四万二千元を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億八千八百五十八万七千円とする。

二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページ、「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明をさせていただきます。初めに、歳入です。

第三款国庫支出金二十万九千円の増額。

第五款県支出金十万五千円の増額。

第七款繰入金二十二万八千円の増額。

続いて、二ページ、歳出です。

第四款地域支援事業費五十四万二千円の増額。

歳入歳出それぞれ五十四万二千円を増額し、補正後の予算総額を五億八千八百五十八万七千円とするものです。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第九号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第九号について説明をさせていただきます。

令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第二次）になります。

第一条、令和四年度草津町千客万来事業会計の補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

第二条、令和四年度草津町千客万来事業会計予算（以下、「予算」と言う）第三条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、支出項目で、第一款千客万来事業費用において、補正予定額百六十四万一千円を増額し、計一億九千七百六十七万円とするものとなっております。

なお、収入から費用を差し引いた利益につきましては、一億一千九百四十一万一千円を見込んでおります。

第三条、予算第四条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出に対し不足する額一億五千九百四万三千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額四百九十一万三千円及び過年度損益勘定留保資金一億五千四百十三万円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出項目で、第一款資本的支出において、補正予定額二千八百七十八万七千円を増額し、計一億六千五百四万五千円としようとするものとなっております。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十号、土木課長。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） 議案第十号でございます。

工事請負契約に係る協定の締結について。

草津町本町入口交差点（仮称）の町道整備に関する令和四年度工事に係る協定について、次のとおり締結したいので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により議会の議決を求める。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと、一ページに協定内容が記載されておりますので、朗読いたします。

一、協定の対象は、草津町本町入口交差点（仮称）の町道整備に関する令和四年度工事に係る協定。

二、協定金額は、金一億四千二百六十五千円。

三、協定の相手方は、群馬県知事、山本一太。

四、協定の方法は、随意契約となっております。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十一号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第十一号について、朗読、説明を申し上げます。

議案第十一号 温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第九条第二項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第十三条第一項第三号の規定により議会の議決を求める。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所と氏名になります。

新です。草津町大字草津七四七番地、株式会社ニューコーポレーション代表取締役、小林恵生。

旧、草津町大字草津三九二番地、市川郁夫。

業種、旅館。

源泉名、湯畑。

浴槽面積については未定となっております。

給湯量、毎分九リットル。

備考ですが、旅館営業を行っていた旧泉南荘跡地になります。

一枚おめくりいただきますと、参考資料として、温泉引用調査報告書を添付してございます。ご覧いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十二号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第十二号について、朗読、説明を申し上げます。

議案第十二号 温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第九条第二項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第十三条第一項第三号の規定により議会の議決を求める。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所、氏名です。

新、横浜市港北区新横浜三丁目六番五号、株式会社四季リゾート代表取締役社長、山中直樹。

旧、東京都港区芝公園二丁目四番一号、メルコリゾートサービス株式会社代表取締役、重光邦彦。  
業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積九・四平方メートル。

給湯量、毎分二十八リットル。

施設名ですが、(仮称)草津スタイルとなっております。

一枚おめくりいただきますと、参考資料として、温泉引用調査報告書を添付してございますので、ご覧いただければと思います。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(黒岩 卓君) 続いて、議案第十三号、温泉課長。

(温泉課長 関 亘君 登壇)

○温泉課長(関 亘君) 議案第十三号について、朗読、説明を申し上げます。

議案第十三号 温泉引用増量許可について。

草津町温泉使用条例第十二条の規定により、次のとおり温泉引用の増量を許可しようとするものであり、第十三条第一項第四号の規定により議会の議決を求める。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所、氏名になります。

草津町大字草津四六四番地二四八、田村長三。

業種、旅館。

源泉名、地蔵。

浴槽面積ですが、十三・三平方メートル、増加については二・四八平方メートル。許可湯量が毎分四十リットル、増加湯量が四リットルとなっております。

施設名ですが、旅館たむら。

申請理由が、浴槽新設のためとなっております。

一枚おめくりいただきますと、参考資料として、温泉引用調査報告書を添付してございますので、ご覧いただければと思います。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 以上で議案に係る説明を終了いたします。

#### ◎議案第一号、議案第十三号の委員会付託

○議長（黒岩 卓君） 続いて、お諮りいたします。議案第一号から議案第十三号までについて、お手元に配付の別紙付託案

のとおり、担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

#### ◎承認第一号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、承認第一号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

朗読と説明を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、承認第一号について、朗読と説明をさせていただきます。

承認第一号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第三項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

処分理由につきましては、議会を招集する時間がないためでございます。

一枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しを添付してございます。

専決処分内容につきましては、令和三年度草津町一般会計補正予算（第十一次）でございます。

もう一枚おめくりいただきますと、補正予算（第十一次）にて説明をさせていただきます。

令和三年度草津町の一般会計補正予算（第十一次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四億五百九十五万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六十一億九千六百九十八万円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

第二条、地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

一枚おめくりいただきまして、一ページの「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明を申し上げます。

- 一款町税二千七百四十五万円の増額。
- 二款地方譲与税百五十万二千円の増額。
- 三款利子割交付金二十四万八千円の減額。
- 四款配当割交付金二百四十三万四千円の増額。
- 五款株式等譲渡所得割交付金三百三十八万九千円の増額。
- 六款法人事業税交付金七百四十一万六千円の増額。
- 七款地方消費税交付金二千八百七十三万四千円の増額。
- 八款ゴルフ場利用税交付金百九十一万八千円の増額。
- 九款環境性能割交付金二百九万九千円の減額。  
下段の二ページとなります。
- 十款地方特例交付金二十七万二千円の増額。
- 十一款地方交付税四千五百七十万六千円の増額。
- 十二款交通安全対策特別交付金五万六千円の増額。
- 十三款分担金及び負担金十万四千円の減額。
- 十四款使用料及び手数料百八十二万一千円の増額。
- 一五款国庫支出金四千七百二十九万六千円の減額。
- 一六款県支出金一千三百三十三万一千円の減額。
- 一七款財産収入五十七万九千円の減額。
- 一八款寄附金三億六千六百六十三万八千円の増額。
- 一九款繰入金七百八十五万二千円の減額。

一枚おめくりいただきまして、三ページをお願いいたします。

二十一款諸収入二百二十四千円の増額。

二十二款町債七百万円の減額。

下段の四ページより、歳出について説明を申し上げます。

一款議会費百六万六千円の減額。

二款総務費五億二千四百六十六万六千円の増額。

三款民生費五千二百七十一万三千円の減額。

四款衛生費一千九百六十九万八千円の減額。

六款農林水産業費百四十六万九千円の増額。

七款商工費七百九十一万八千円の減額。

八款土木費二千四百十三万四千円の減額。

一枚おめくりいただきまして、五ページをお願いいたします。

九款消防費六百三万八千円の減額。

十款教育費一千五百二十三万一千円の減額。

十二款予備費六百六十一万四千円の増額。

以上、歳入歳出それぞれに四億五百九十五万一千円を増額し、歳入歳出それぞれを六十一億九千六百九十八万円にしようとするものでございます。

続いて、下段の六ページにて、地方債補正の説明を申し上げます。

「第二表 地方債補正の変更」でございます。

起債の目的、限度額の補正について説明を申し上げます。

温泉門建設関連事業、限度額四千九百八十万円を四千二百八十万円に変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） それでは、続いて、承認第一号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。

湯本議員、どうぞ。

○八番（湯本晃久君） 八番、湯本でございます。着座にて失礼をいたします。

事項別明細書の十四ページ、歳入のところ、国庫補助金の歳入、民生費、衛生費が、民生費国庫補助金で三千七百八十八万一千円、衛生費国庫補助金で七百三十万円の減額ということで、かなり大きな減額補正がされております。

そちらについては、歳出のほうを見てみますと、特に二十九ページ、民生費、社会福祉費の中の臨時特別給付金、これ、増額補正が一億一千三百万円されたの中で、三千二百四十万円の減額ということになっております。これの詳細といいますか、減額になった経緯ですね、そのあたりを頂きたいのと、あと、特に気になりますのが、三十四ページ、保健衛生費の中の保健センター費、補正額としては六十四万九千円の減額なんですけれども、工事請負費ということで、去年の九月にこの部分が増額補正されたときに、建設改良費として出されたうちの、そのときに国・県支出金のところで三百一十万円が増額されていたんですけれども、今回その分が丸ごと減額になっている。その分といいますか、一般財源のほうは二百三十六万一千円増えているという形になっております。

このあたり、国との関係で、どういうことで一般財源から支出することになったのか。また、このとき、九月の補正のときの説明では、保健センターの、恐らくコロナのワクチン接種会場としてのところだと思っておりますけれども、空調や窓、網戸等のものですね、その修繕というところでの増額補正だったということなんですけれども、それが国の補助がついていた三百一十万円がごっそりなくなっていくというの、どういう経緯であったのかということについて、特に詳しく

説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、湯本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業につきまして、十四ページの歳入、二十九ページの歳出、両方の予算を三年度の未執行分として、歳入歳出とも減額をするものでございます。

本事業につきましては、令和三年度と四年度にまたがる事業となっております、三年度分を一旦完結させて、その残った原資を国のほうへ歳入還付という形で返還しております。その歳入還付をした金額、ほぼほぼの金額なんですけれども、そちらを令和四年度で改めて予算化をして、それによって令和四年度、この事業の終期が九月三十日となっておりますが、そこまで給付金事業を切れ目なく実施をするというものでございます。

以上です。

○議長（黒岩 卓君） 健康推進課長、どうぞ。

〔健康推進課長 和田 修君 登壇〕

○健康推進課長（和田 修君） 先ほどの湯本議員の質問についてお答えさせていただきます。

令和三年度一般会計歳入歳出補正予算の事項別明細書（第十一次）の三十四ページ、上段にあります四款衛生費、一項保健衛生費、八目保健センター費の補正額の財源内訳につきましてご説明させていただきます。

国庫支出金の減額三百一万円についてなんですけれども、令和三年九月議会にてお認めいただきました保健センターの換気対策等の整備事業、こちらの財源内訳としまして三百一万円としておりましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創交付金、こちらのほうを充当する予定でした。ですが、こちらの地方創生交付金のほうは交付金額が決まっており、他の新型コロナウイルス関連事業へ充当いたしましたので、保健センターの事業の分については充当先がなくなりましたので、一

般会計のほうからお世話になって財源とさせていただきます。

以上です。

○議長（黒岩 卓君） 湯本議員、どうぞ。

○八番（湯本晃久君） すみません、そうしますと、もともと上限が決まっていたものをこちらで割り当てをしていたものが、違うほうにいくことになったということですね。

○議長（黒岩 卓君） どうぞ。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 湯本議員のご質問にお答えいたします。

補正で充てていた、今、健康推進課長のほうから報告、説明がありましたとおり、当初充てる予定でいました。令和三年度の地方創生交付金、臨時交付金の対象となるだろうといった申請した額そのものは、総事業費では一億近いんですけども、一億円ぐらいの事業を申請させていただきました。その中で、交付確定額が七千五百万円だったところの中で、最も充当を交付金のほうで充てさせていただいたものが、草津温泉のプレミアム商品券事業、こちらのほうに五千万近く充てていたというところで、上から充当していく順番の中で、保健センターの事業は対象事業ではあつただけけれども、特に保健センターの網戸であるとか空調の整備について、場合によっては経年劣化の修繕というふうに読み取られる場合もあるだろうということで、優先順位を決めていった結果、今回、一般財源のほうに振替をさせていただいたという内容のものです。

よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○八番（湯本晃久君） 結構です。ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） どうして三百が二百になったのかということはいいんですか。

○八番（湯本晃久君）　じゃ、その工事、修繕は実際に執行されたのかということですね、そこを、じゃ減額というか、一般財源三百一十万円じゃなくて、二百六十万ということで、六十万減額になった理由をお願いいたします。

○議長（黒岩　卓君）　健康推進課長。

〔健康推進課長　和田　修君　登壇〕

○健康推進課長（和田　修君）　先ほどの質問に答えさせていただきます。

減額になった六十四万九千円なんですけれども、実際には全ての工事をさせていただきました、この減額分については、トイレの改修工事、これが安く済みましたので、この分の減額ということになりました。その他、歳入のほうの不足額というところで、この二百万少しの金額を一般財源のほうでお世話になって、つけさせていただきましたということになっております。なので、工事は全てさせていただいたこととなります。よろしくお願いいたします。

○八番（湯本晃久君）　ありがとうございます。

○議長（黒岩　卓君）　よろしいでしょうか。

ほかに質疑をどうぞ。

よろしいですか。質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩　卓君）　質疑がなければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩　卓君）　異議なしと認めます。

お諮りします。承認第一号については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（黒岩　卓君）　挙手多数と認めます。

よって、承認第一号については原案のとおり承認いたしました。  
ここで十分間の休憩を取ります。

十一時五分から始めますので、よろしく願います。

休 憩 午前十時五十二分

再 開 午前十一時五分

○議長（黒岩 卓君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

◎承認第二号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、承認第二号について、専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。  
朗読と説明を願います。

住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、承認第二号につきまして、朗読と説明を申し上げます。

承認第二号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第三項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一、処分理由、議会を招集する時間がないためでございます。

一枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しがございます。

さらに一枚おめくりいただきまして、令和三年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第三次）でございます。

令和三年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第三次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第一条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一億五千三百五十一万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ七億三千八十六万六千円とする。

二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

一枚おめくりいただきまして、「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明をさせていただきます。

一ページでございます。

まず、歳入でございます。

一款国民健康保険税一千九百三十二万七千円の減額。

三款国庫支出金二十六万七千円の増額。

五款県支出金一億二千六百五十二万円の減額。

八款繰入金七百五十五万四千円の減額。

十款諸収入三十七万九千円の減額になります。

一段下がりました、二ページで歳出でございます。

二款保険給付費一億五千三百五十一万三千円の減額。

歳入歳出それぞれ一億五千三百五十一万三千円を減額し、補正後の予算総額を七億三千八十六万六千円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、承認第二号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。

中澤康治議員、どうぞ。

○七番（中澤康治君） 七番、中澤康治です。

単純な質問なんですけれども、何でこんなに減額ができるんでしょうか。

○議長（黒岩 卓君） 何ページのことでしょうか。

○七番（中澤康治君） 全体にわたっての減額が大きいと。

○議長（黒岩 卓君） 全体と言っても困るんで、何ページか指摘してください。

○七番（中澤康治君） 一ページ、それから二ページ、何か……

○議長（黒岩 卓君） 一ページと二ページのどの項目についてですか。

○七番（中澤康治君） まず、一番大きいのは県支出金の一億二千六百五十二万、それから……

○議長（黒岩 卓君） すみません、もう少しはっきり言ってください。

○七番（中澤康治君） 歳入合計の一億五千三百五十一万三千円の減額、非常に大きい減額、大変結構なんですけれども、何ででしょうか。次の、そういう意味の質問です。

○議長（黒岩 卓君） 答弁。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） 中澤康治議員の質問にお答えいたします。

まず、全体的に減額幅が大きい理由についてでございます。保険給付費のコロナ感染症による受診控えの影響が多でございます。

参考までに、予算に占める割合が大きい一般療養給付費、一般療養費、一般高額療養費において、コロナ感染症前との比

較の数値を申し上げます。令和元年度をベースとして比較した場合に、令和二年度は約一億七千九百万円減少しております。パーセンテージにして、二十七・五%減少しております。同様に、令和三年度は一億五千九百万円減少しております。パーセンテージにして、二十四・五%減少しております。

これを基に、令和四年度国保当初予算についても、この傾向を踏まえ、保険給付費を減少して予算編成しておりますが、令和五年度以降の予算については、反動分も考慮しつつ、場合によってはさらなる減少も、より精査を行った上で予算編成をしてみたいと考えております。

ただ、保険給付費の算定につきましては、突発的な心疾患手術、脳血管手術などにより、急激に支払額が増加することもあり、予測が技術的に難しい側面があることは事実であります。今後さらなる予算計上の精度を上げていきたいと考えておりますので、何とぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） 中澤議員、よろしいですか。

○七番（中澤康治君） はい、結構です。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑ございませんか。

有坂議員、どうぞ。

○二番（有坂太宏君） 事項別明細書のほうの三ページ、歳入なんですけれども、一目一般被保険者国民健康保険税の減額は、滞納なのか、それとも人口減少によるものなのか。結構ちよつと大きい減額なんですけれども、そのどちらか、お答えいただけますか。

○議長（黒岩 卓君） 住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） 有坂議員の質問にお答えいたします。

国民健康保険税の減額についてでございますが、こちらにつきましては、実際に課税する調定額、現調定額について、計

数整理をさせていただいたものがございます。よろしいでしょうか。

○議長（黒岩 卓君） 有坂議員、よろしいですか。

○二番（有坂太宏君） はい、ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑はございますか。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第二号については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手多数と認めます。

よって、承認第二号については原案のとおり承認いたしました。

---

◎承認第三号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、承認第三号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

朗読と説明を願います。

福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） 承認第三号について説明をさせていただきます。

承認第三号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第三項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一、処分理由、議会を招集する時間がないため。  
一枚おめくりいただきますと、専決処分書でございます。

専決処分しようとする事項につきましては、令和三年度草津町介護保険特別会計補正予算（第四次）でございます。

さらに一枚おめくりいただきますと、令和三年度草津町介護保険特別会計補正予算（第四次）について説明をさせていただきます。

令和三年度草津町介護保険特別会計補正予算（第四次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第一条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二千九百九十一万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億七千四百八十四万四千円とする。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

おめくりいただきまして、「第一表 歳入歳出予算補正」で説明をさせていただきます。  
初めに、歳入です。

第一款保険料五十一万七千円の減額。

第三款国庫支出金百六十一万一千円の増額。

第四款支払基金交付金七百四十八万六千円の減額。

第五款県支出金六十八万七千円の減額。

第七款繰入金二千二百八十三万九千円の減額。

続きまして、二ページの歳出です。

第一款総務費百二十二万七千円の減額。

第二款保険給付費二千四百八十五万八千円の減額。

第四款地域支援事業費三百八十三万三千円の減額。

第六款基金積立金六十六万四千円の減額。

第七款諸支出金六十六万四千円の増額で、歳入歳出それぞれ二千九百九十一万八千円を減額し、補正後の総額を五億七千四百八十四万四千円とするものです。

ご審議のほど、お願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑をどうぞ。

湯本議員、どうぞ。

○八番（湯本晃久君） 恐れ入ります、事項別明細書の十ページに係る部分ですけれども、四款一般介護予防事業費の一般介護予防事業費、こちらが補正額三百八十七万八千円ということで、半分以上の減額ということになっております。

これは、例えば保健センターがコロナのワクチン接種によって使えなかったことによる影響とか、そういったことはあつたんでしょうか。お願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） 湯本議員のご質問にお答えいたします。

こちらの減額につきましては、従来実施をしておりますにつきり健診、これにつきましては、主にスタッフの報償費ということなのですが、この業務が主体とするのが、生活問診を取る、そういった作業で、例年会場で実施をしていたものなんですけれども、こちらのほうがコロナ感染症の影響で、対面での実施を抑制することによって、郵送方式に変えること等により、その費用が減額になったものでございます。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 保健センターでワクチン接種して、それによって、ほかの業務が支障を来したかという質問にも取れるんですけども、それはないと、町長として判断しております。介護とか、いろんなものについては、出入口も違いますし。

ただ、コロナが蔓延しては困るということで、対策本部長として、そこを利用することは一時制限しました。それは行政として当たり前のことだと思っんですけども、そういう意味の影響は出ているのかもしれないですけども、ワクチンを打つことによつて、ほかのものに支障が出たかということは、町長としてはないと判断しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（黒岩 卓君） 湯本議員、よろしいですか。

○八番（湯本晃久君） はい、結構です。ありがとうございました。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑ございますか。  
質疑をどうぞ。

中澤広夫議員、どうぞ。

○九番（中澤広夫君） 八ページなんですけれども、介護サービス諸費において、軒並み減額になっていますが、例えば一番

大きいところだと、施設介護サービス給付費とか、そういった減額があるんですが、これもやはりコロナの影響ということが関連しているのか、利用者が、その辺のちよつと要因は分かりますでしょうか。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 先ほど答弁したと同じ解釈なんですが、今度の最終的なあれというのは、一年間通しての数字が出てくるわけでありまして、やはり希望するような業務ができなかった。ある意味では、それをすることが感染症を広げてしまうということ、様々な面で対策本部長として、一時制約かけたことは事実であります。それが、ですから本来ですと、それにかかって金も発生するわけですけども、一時期町民の皆様にご我慢をいただいたということとは事実だと思います。この辺は、別に意地悪しているわけではなく、なるだけ充実したサービスを提供したいと判断したんですけども、その前に、そういうところに人が集まる、また介護する人たちもリスクしよいますから、感染症を広げてはならないということで、難しいかじ取りだったんですけども、感染症をまず第一に考えて、それでも、例えば風呂に何日も入れなければ、寝たきりの人も困るということで、事情を聞けば、それじゃいつ幾日にはその人たちに入ってもらうのは結構じゃないのかと、細かい判断をしていったつもりでありますので、全体的にはそういう意味で制約がかかった中で、こういう数字が大きく変わってきているんだと思います。そのようにご理解いただきたいと思えます。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○九番（中澤広夫君） はい、分かりました。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑ございますか。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第三号については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よつて、承認第三号については原案のとおり承認いたしました。

---

◎承認第四号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、承認第四号 専決処分事項の承認を求めるところについてを上程いたします。

朗読と説明を願います。

住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、承認第四号につきまして、朗読と説明を申し上げます。

承認第四号 専決処分事項の承認を求めるところについて。

別紙の事項について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第三項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一、処分理由でございます。議会を招集する時間がないためでございます。

一枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しがございます。

さらに一枚おめくりいただきまして、令和三年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第四次）でございます。

令和三年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第四次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第一条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四百八十九万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億一千九百四十六万一千円とする。

二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

一枚おめくりいただきまして、「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明をさせていただきます。

一ページ、まず、歳入でございます。

一款後期高齢者医療保険料三百八十万五千円の減額。

三款後期高齢者医療広域連合支出金八万円の減額。

四款繰入金七十六万二千円の減額。

六款諸収入二十五万円の減額。

一段下がりました、二ページでございます。

歳出でございます。

二款保健事業費三十四万一千円の減額。

三款後期高齢者医療広域連合納付金百八十一万六千円の減額。

四款諸支出金六千円の減額。

五款予備費二百七十三万四千円の減額で、歳入歳出それぞれ四百八十九万七千円を減額し、補正後の予算総額を一億一千九百四十六万一千円とするものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 説明が終わりました。

承認第四号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第四号については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第四号については原案のとおり承認いたしました。

---

◎承認第五号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、承認第五号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

朗読と説明を願います。

上下水道課長。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 承認第五号について、朗読と説明をさせていただきます。

承認第五号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第三項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一、処分理由、議会を招集する時間がないため。

一枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しがございます。

専決処分書の内容については、令和三年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第三次）でございます。

さらに一枚おめくりいただきまして、令和三年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第三次）にて説明をさせていただきます。

令和三年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第三次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二十六万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ八億四千二百三十八万一千円とする。

二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

一枚おめくりいただきまして、「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明をさせていただきます。

歳入ですが、四款繰入金、補正額二十六万六千円の減額。

歳出ですが、二款公債費、補正額五十一万三千円の減額。

三款予備費、補正額二十四万七千円の増額。

歳入歳出それぞれを二十六万六千円減額し、補正後の予算総額を八億四千二百三十八万一千円とするものです。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 説明が終わりました。

承認第五号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第五号については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第五号については原案のとおり承認いたしました。

◎承認第六号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、承認第六号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

朗読と説明を願います。

上下水道課長。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 承認第六号について、朗読と説明をさせていただきます。

承認第六号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第三項

の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一、処分理由、議会を招集する時間がないため。

一枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しがございます。

専決処分書の内容については、令和三年度草津町前口簡易水道事業特別会計補正予算（第二次）でございます。

さらに一枚おめくりいただきまして、令和三年度草津町前口簡易水道事業特別会計補正予算（第二次）にて説明をさせていただきます。

令和三年度草津町前口簡易水道事業特別会計補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ十四万二千元を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五百二十一万円とする。

二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

一枚おめくりいただきまして、「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明をさせていただきます。

歳入ですが、四款繰入金、補正額十四万二千元の減額。

歳出ですが、四款公債費、補正額二十八万二千元の減額。

五款予備費、補正額十四万円の増額。

歳入歳出それぞれを十四万二千元減額し、補正後の予算総額を五百二十一万円とするものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 説明が終わりました。

続いて、承認第六号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第六号については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第六号については原案のとおり承認いたしました。

#### ◎報告第一号の報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、報告第一号 令和三年度草津町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について報告を

願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第一号について説明を申し上げます。

報告第一号 令和三年度草津町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について。

令和三年度草津町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第四百四十六条第二

項の規定により報告する。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、令和三年度草津町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書につきまして説明をさせていただきます。

款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

二款総務費、三項戸籍住民基本台帳費、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修委託二百七十三万三千円、翌年度繰越額として二百七十三万三千円、財源は未収入特定財源として、国庫支出金で二百六十四万円、一般財源で九万三千円でございます。

次に、八款土木費、一項土木管理費、立体交差カルバート設置工事五千七百万円、翌年度繰越額五千七百万円で、特定財源はなく、一般財源で五千七百万円でございます。

次に、八款土木費、二項道路橋梁費、町内オーバレイ維持補修工事四百四十万円、翌年度への繰越額について、同額の四百四十万円、財源内訳は、同額が一般財源となっております。

次に、八款土木費、四項都市計画総務費、草津温泉駐車場建設工事七千三百八十一万円、翌年度繰越額として四千四百八十一万円、財源は未収入特定財源として、国庫支出金で二千二百四十万五千円、地方債で二十万円、一般財源で二百三十万五千円でございます。

以上、ご報告申し上げます。

#### ◎報告第二号の報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、報告第二号 令和三年度草津よいところ元気基金の運用状況について報告を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第二号について、朗読と説明を申し上げます。

令和三年度草津よいとこ元氣基金の運用状況について。

草津よいとこ元氣基金寄附条例（平成二十年草津町条例第十九号）第六条の規定により、令和三年度の運用状況を報告する。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

記といたしまして、基金への積立額が、合計額としまして七億六千六百六十五万四千七百六十三円、基金の管理としましては、普通預金、年利〇・〇〇一%でございます。基金の収益処理としましては、利息として一万五千九百二十円、基金の処分につきましては四億二千八百四十四万九千円となります。基金の繰替運用についてはございません。

一枚おめくりいただきますと、第十条による基金の処分内訳がございます。

事業の区分、処分金額の順に申し上げます。

- 一、温泉、観光及び産業振興に関する事業で二億三千八百三十四万八千円。
  - 二、芸術、文化及びスポーツ振興に関する事業で六百七十二万一千円。
  - 三、子育て支援、健康と福祉及び教育の充実に関する事業で三千六百十九万七千円。
  - 四、安心して過ごすことのできるまちづくりに関する事業で一千三百十五万八千円。
  - 五、その他目的達成のために町長が必要と認める事業において一億三千四百二万五千円。
- 合計で四億二千八百四十四万九千円を処分いたしました。
- 以上、ご報告申し上げます。

### ◎報告第三号の報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、報告第三号 令和三年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書

について報告を願います。

上下水道課長。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 報告第三号について、朗読と説明をさせていただきます。

報告第三号 令和三年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について。

令和三年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定により報告する。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきましたまして、令和三年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書にて説明させていただきます。

一款土木費、一項下水道費、工事名、下水処理場再構築事業、金額五億四千三百七十七万円、翌年度繰越額五億一千七百三十万円、財源内訳としまして、未収入特定財源で、国・県支出金二億八千二百六十六万五千元、地方債二億三千二百六十万円、一般財源二百三万五千元でございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

#### ◎報告第四号の報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、報告第四号 令和三年度草津町公共下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書について

報告を願います。

上下水道課長。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 報告第四号について、朗読と説明をさせていただきます。

報告第四号 令和三年度草津町公共下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書について。

令和三年度草津町公共下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第百五十条第三項の規定により報告する。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきましたまして、令和三年度草津町公共下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書にて説明をさせていただきます。

一款土木費、一項下水道費、事業名、下水処理場再構築事業、支出負担行為額二億円、内訳で、支出済額一億一千七百万円、支出未済額で八千三百万円、翌年度繰越額八千三百万円、財源内訳として、既収入特別財源で三千七百三十五万円、未収入特定財源で、国・県支出金四千五百六十五万円、説明で、コロナの影響により工事（納入）が遅延したためでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

#### ◎報告第五号の報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、報告第五号 温泉引用者名義移転について報告をお願いします。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第五号について、朗読と説明を申し上げます。

報告第五号 温泉引用者名義移転について。

草津町温泉使用条例附則第七項の規定により、次のとおり温泉引用者の名義を移転したので、第十条第三項の規定により

報告する。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所と氏名です。

新、東京都豊島区西池袋三丁目三十三番十九号、日建総業株式会社代表取締役、越川淳。  
旧、草津町大字草津五百五十七番地六、越川米子。

業種が旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積六・三平方メートル。

給湯量、毎分十九リットル。

施設名、シーダールッジ。

理由ですが、個人から法人への移転となります。

以上、報告とさせていただきます。

---

◎報告第六号の報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、報告第六号 温泉高度利用許可について報告を願います。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第六号について、朗読、説明を申し上げます。

報告第六号 温泉高度利用許可について。

草津町温泉使用条例第十八条の規定により、次のとおり温泉の高度利用を許可したので、同条第四項の規定により報告す

る。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所、氏名、草津町大字草津六百四番地十一、西川美砂子氏。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、新が五・九七平方メートル、旧が五・二三平方メートル。

給湯量、毎分十五リットル。

施設名ですが、ペンションらんぶるとなります。

以上、報告とさせていただきます。

#### ◎報告第七号の報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、報告第七号 温泉高度利用許可について報告をお願いします。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第七号について、朗読、説明を申し上げます。

報告第七号 温泉高度利用許可について。

草津町温泉使用条例第十八条の規定により、次のとおり温泉の高度利用を許可したので、同条第四項の規定により報告する。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所、氏名、東京都港区西新橋一丁目一番一号、椿合同会社代表社員、目黒正行。

業種、旅館。

源泉名、湯畑。

浴槽面積、新、九・八二平方メートル、旧が五・一八平方メートル。

給湯量、毎分十五リットル。

施設名は、おおるりとなっております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

---

◎報告第八号の報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、報告第八号 温泉高度利用許可について報告を願ひます。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第八号について、朗読、説明を申し上げます。

報告第八号 温泉高度利用許可について。

草津町温泉使用条例第十八条の規定により、次のとおり温泉の高度利用の許可をしたので、同条第四項の規定により報告する。

令和四年六月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所、氏名です。東京都豊島区西池袋三丁目三十三番十九号、日建総業株式会社代表取締役、越川淳。  
業種が旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、新が十・五平方メートル、旧が六・三平方メートル。

給湯量、毎分十九リットル。

施設名ですが、シーダーロッジとなっております。

以上、報告とさせていただきます。

◎請願及び陳情書の上程、委員会付託

○議長（黒岩 卓君） 続いて、請願及び陳情書の上程をいたします。

別紙、請願及び陳情等文書表について、受理番号、件名、提出者名、付託委員会のみ朗読を願います。

議会議務局長。

〔議会議務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会議務長（萩原健司君） それでは、令和四年第六回草津町議会定例会請願及び陳情等文書表、新規分でございます。

受理番号、陳情二、件名、国民の祝日「海の日」を七月二十日に固定化する意見書の提出を求める陳情。

請願陳情者等の住所及び氏名、東京都千代田区平河町二一六―四海運ビル、海事振興連盟会長、衛藤征士郎。

付託委員会、総務観光常任委員会。

陳情三、永六輔作詞「いい湯だな」（にほんのうた群馬）の一番草津、二番伊香保、三番万座、四番水上とドリフ版「い

い湯だな」（登別・草津・白浜・別府）と隠れた第三のレコード「いい湯だな」（白浜・三朝・有馬・城崎）の歌碑を造る

承諾を生前の永六輔さんから書面で得て歌碑設置活動を陳情者が行っているという情報を、草津町議会議員全員で共有して

いただきたいという陳情書。

群馬県草津町草津六二八―四中沢ヴィレッジヴィラⅡ二―三三三号室、氏名、小沢均。

議会運営委員会。

次のページをご覧ください。

陳情四、音楽の二次的利用BGM使用許諾がとても有効な観光振興手段になるという情報を、草津町議会議員全員で共有していたきたいという陳情書。

群馬県草津町草津六二八―四中沢ヴィレッジヴィラⅡ二二三号室、小沢均。  
議会運営委員会。

陳情五、草津町議会議員の住所と電話番号が公開されていないことの矛盾について、草津町議会議員全員で共有していたきたいという陳情書。

群馬県草津町草津六二八―四中沢ヴィレッジヴィラⅡ二二三号室、小沢均。  
議会運営委員会。

陳情六、内容証明郵便と書簡を、草津町議会議員全員で、情報共有していただきたいという陳情書。

群馬県草津町草津六二八―四中沢ヴィレッジヴィラⅡ二二三号室、小沢均。  
議会運営委員会。

次のページをご覧ください。

陳情七、草津町議会議員中澤康治氏の活動について「違法性」があり「憲法の公務員規定全体の奉仕者」への違反の疑いがあるので、議会及び町長に情報を共有していただきたいという陳情書。行政部と議会は二元代表制の中、独立した機関なので別々に報告をする。

群馬県草津町草津六二八―四中沢ヴィレッジヴィラⅡ二二三号室、氏名、小沢均。  
議会運営委員会。

陳情八、沖繩を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情。

さいたま市大宮区一―四四、辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会代表者、大庭和雄。  
総務観光常任委員会。

次のページをご覧ください。

請願一、消費税インボイス制度の実施に関する請願書。

吾妻郡東吾妻町大字厚田五七四一、吾妻民主商工会代表者、金澤敏。紹介議員、有坂太宏議員。  
総務観光常任委員会。

請願二、後期高齢者の医療費窓口負担二割化実施の凍結に関する請願。

前橋市樋起町一八三四、全日本年金者組合群馬県本部執行委員長、平田仁、吾妻郡中之条町大字入山一六九六一、全日本年金者組合群馬県本部吾妻支部支部長、山本茂。紹介議員、有坂太宏議員。

民教土木常任委員会。

次のページをご覧ください。

陳情九、ベルツ通り街路灯管理費の助成金求める陳情書。

草津町大字草津五四二一五きんだいペンション、ベルツ通り協議会街路灯組合会長、若林徹。

総務観光常任委員会。

陳情十、中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情。

兵庫県伊丹市北伊丹一七五、氏名、井田敏美。

民教土木常任委員会。

以上でございます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、請願一、消費税インボイス制度の実施に関する請願について、紹介議員から趣旨説明を願います。

有坂議員、どうぞ。

〔二番 有坂太宏君 登壇〕

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂です。

請願一、消費税インボイス制度の実施に関する請願書の説明をさせていただきます。

二〇二三年十月から消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向けた準備が進められています。インボイス制度は、消費税の課税業者にとっては過大な事務負担とともに、仕入れ控除の対象とならない免税事業者との取引を避けるため、特に地域経済を支えてきた免税業者と取引を泣く泣く中止することにつながります。

コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する中で、中小企業・自営業者の経営危機が高まっております。インボイス制度に対応できる状態ではありません。多くの中小企業団体や税理士も凍結・延期・見直しを表明し、現状での実施に踏み切ることには疑念の声を上げています。新型コロナウイルスを克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根差して活動する中小業者の存在が不可欠です。

以上のことから、下記のとおり請願をいたしますというところで、消費税インボイス制度の中止を求める意見書を採択し、政府に送付してほしいという趣旨でございます。

以上のほど、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、請願二、後期高齢者の医療費窓口負担二割化実施の凍結に関する請願について、紹介議員から趣旨説明を願います。

有坂議員、どうぞ。

〔二番 有坂太宏君 登壇〕

○二番（有坂太宏君） 続いて、後期高齢者の医療費窓口負担二割化実施の凍結に関する請願ということで、七十五歳以上の医療費窓口負担について、年収二百万円以上の約三百七十万人を対象とし、一割から二割に引き上げることが、さきの国会で決まりました。こうした下で、医療費の負担を増やすことは、受診抑制につながり、救える命が救えない時代になりかねません。また、重症化してから医療機関にかかる、医療費も余計にかさみます。被保険者の健康に対する啓発活動を強め、

健診率を上げることによって、早期発見・早期治療こそが、医療費を抑制する最善の方法だと思えます。

つきましては、以下の実施を強く求め、地方自治法第九十九条の規定に基づき、政府・関係機関に意見書を提出していただくよう請願しますというところで、請願事項として、七十五歳以上の医療費窓口負担二割軽減実施を凍結することで、意見書の提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣等々となっております。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） お諮りします。本請願及び陳情書については、ただいま朗読したとおり、担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。  
よって、ただいま宣告のとおり、担当委員会に付託することに決定いたしました。

#### ◎議事予定の決定

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。五月二十五日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案に決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定については、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

#### ◎散会の宣告

○議長（黒岩 卓君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをおもちゃまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後零時

第 二 日 六 月 十 日  
( 金 曜 日 )

本 会 議

令和四年第六回草津町議会定例会議事日程（第二号）

令和四年六月十日（金曜日）午前十時開議

- 第一 開 議
- 第二 議事日程の報告
- 第三 付託議案にかかる委員長報告  
総務観光常任委員長・民教土木常任委員長  
温泉観光対策特別委員長
- 第四 議案第一号 質疑・討論・採決
- 第五 議案第二号 質疑・討論・採決
- 第六 議案第三号・議案第四号 質疑・討論・採決
- 第七 議案第五号・議案第六号 質疑・討論・採決
- 第八 議案第七号から議案第九号 質疑・討論・採決
- 第九 議案第十号 質疑・討論・採決
- 第十 議案第十一号から議案第十三号 質疑・討論・採決
- 第十一 請願・陳情書にかかる委員長報告  
議会運営委員長・総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
- 第十二 追加議案上程  
議案第十四号

第十三 議案第十四号 質疑・討論・採決

第十四 議員派遣の件

第十五 付託議案外にかかる委員長報告

議会運営委員長・総務観光常任委員長・民教土木常任委員長

温泉温水対策特別委員長・災害・経済対策特別委員長

議会改革特別委員長

第十六 一般質問

第十七 閉議

第十八 閉会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(十二名)

一	番	安	齋	努	君	二	番	有	坂	太	宏	君
三	番	市	川	祥	史	四	番	安	井	尚	弘	君
五	番	小	林	純	一	六	番	金	丸	勝	利	君
七	番	中	澤	康	治	八	番	湯	本	晃	久	君
九	番	中	澤	広	夫	十	番	黒	岩	卓	君	君
十	番	宮	崎	公	雄	十	二	宮	崎	謹	一	君
十一	番	宮	崎	公	雄	君	君	君	君	君	君	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	黒岩信忠君	副町長	福田隆次君
教育長	富澤勝一君	総務課長	石坂恒久君
税務課長	黒岩一弘君	税務課付課長	熊川一記君
企画創造課長	田中浩君	観光課長	宮崎健司君
住民課長	堀田高史君	福祉課長	中澤一夫君
健康推進課長	和田修君	生活環境課長	宮崎雄一君
土木課長	川島和武君	上下水道課長	岡田薫君
会計管理者	一場礼子君	教育委員会事務局長	白鳥正和君
こどもみらい課長	高井洋一君	ベルツこども園長	橋爪保君
福祉課長補佐	越前谷学君	土木課係長	佐藤俊之君
総務課主査	宮崎貴幸君	総務課主査	中山慎介君
総務課主任	新田美幸君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 萩 原 健 司  
 議 会 書 記 大 坪 真 理 子

開 議 午前十時

◎開議の宣告

○議長（黒岩 卓君） おはようございます。

ただいまの出席議員は十二名であります。地方自治法第百十三条の規定による定足数に達しておりますから、これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 卓君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、付託議案にかかる委員長報告を願います。

初めに、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） おはようございます。

令和四年第六回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案につきまして、六月七日、第一委員会室におきまして、出席委員六名全員、傍聴議員五名の出席の下、慎重審議を行いましたので、その結果をご報告いたします。

一、議案第二号 草津町健康増進センターの管理及び利用料条例の一部改正について。

本議案は、草津町のさらなるブランド力向上と物価の上昇などに対応した安定した維持管理を行うため、浴場施設の大滝乃湯並びに西の河原露天風呂の施設利用料を改定するものであります。

内容としては、大滝乃湯利用料について、一般大人が八十円の値上げをして九百八十円となり、西の河原露天風呂の利用料では百円の値上げを行い、一般大人が七百円になります。その他、区分によりそれぞれ五十円から二千円の値上げを行う内容となっています。

委員からは、施行日の確認やこれまでに発券された年間定期券の取扱いなどについて質問がなされ、当局からは、七月一日からの適用を考えていることや、発行済みの定期券については追加の支払いを求めるとはしない旨の説明がありました。当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

## 二、議案第五号 御座之湯の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について。

本議案は、議案第二号と同様の理由により、浴場施設御座之湯の施設利用料を改定するものであります。

内容としては、御座之湯の利用料について、入浴のみ一般大人が百円の値上げをして七百円となります。そのほか、区分によってそれぞれ二十円から五十円の値上げを行う内容となっています。

委員からは、御座之湯を含め草津町の公共浴場施設においては、他の温泉観光地と比較しても料金が格安であり、草津温泉の泉質と施設のすばらしさを見た場合、利用料はさらに引き上げていくべきではないかとの意見が出されました。そのほか、値上げについて、町民への周知を適切に行ってほしいなどの要望が出され、当局からは、周知については広報等を通じてしっかりと行うこと、また利用料については国内の浴場施設の調査を行った上で決定したが、今後も調査研究をしていきたいとの説明がありました。

当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

## 三、議案第六号 町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部改正について。

本議案は、草津温泉スキー場に建設を予定している天狗山ブランコについての利用料金等を制定するものであり、また既に撤去が完了している青葉山第三ロマンスリフトにおいて、スキー場施設一覧から削除する改正内容となっています。

委員からは、ブランコの利用方法や時間に関する質問があり、当局からは、イメージ図の資料を用いて説明があり、特に

安全対策について詳細な内容が報告されました。そのほか、青葉山第三ロマンスリフト敷地の国有林の貸付料金について質問があり、当局からは、リフト撤去は完了しているが、返地が完了していないため貸付料金は付加されているとの回答がありました。

当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

四、議案第七号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第三次）（担当項目）。

令和四年度草津町一般会計補正予算（第三次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において二億三千三百十六万八千円を増額しようとするものであります。

主な内容としましては、十五款国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金として九千七百七十三万九千円の増額、十六款県支出金、商工費県補助金において、愛郷ぐんまプロジェクト事業で六千百十三万一千円の増額、十九款繰入金の草津よいとこ元気基金と財政調整基金の繰入れとして六千九百八十万円の増額となっております。

次に、歳出における担当項目として、七千四百二十六万一千円を増額しようとするものであります。

主な内容としましては、各款項において、四月の人事異動に伴う人件費の補正のほかに、二款総務費、取得土地の景観保護整備事業で一千百十五万四千円の増額、自治振興費、コミュニティ助成事業が歳入と同額の四百四十九万八千円の増額、またウクライナ支援事業の寄附金として五百万円の増額、七款商工費では、草津温泉まち歩き共通クーポン券事業で六千百十三万一千円の増額、九款消防費、災害対策費の白根山火山対策事業として三百八十三万円の増額となっております。

委員からは、取得した町有地の景観保護事業に関する整備内容について質問がなされたほか、コミュニティ事業に関して、事業経費の上限や行政区順の確認などがなされました。このほか、ふるさと納税事業などに関しても活発な質疑がなされ、当局からは、各担当課によって詳細な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

五、議案第九号 令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第二次）。

本議案は、収益的収入及び支出の千客万来事業費用、営業費用において、四月の人事異動により、人件費において百六十一万四千円の増額、資本的収入及び支出の資本的支出、建設改良費において、天狗山ブランコ設置における工事費の増額分とジップラインの安全システム構築の費用及び天狗山ゲレンデ崩落に伴う復旧工事の設計委託費を合わせて、二千八百七十八万七千円の増額をしようとするものであります。

委員からは、ジップラインの事故の状況について質問があり、当局からは、発生状況や対策についての詳細な報告がありました。特に、再発防止について強化徹底をしていくとの説明がありました。

また、天狗山ゲレンデにおける崩落に関しては、委員から、広い範囲での対応措置が必要ではないかとの意見が出され、当局からは、防止策を措置するために専門家の意見を取り入れた設計を今後行っていきたいとの説明がありました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、民教土木常任委員長。

〔民教土木常任委員長 金丸勝利君 登壇〕

○民教土木常任委員長（金丸勝利君） 民教土木常任委員長報告をいたします。

令和四年第六回草津町定例議会におきまして、当委員会に付託された議案について、去る六月八日に第一委員会室におきまして、委員六名、傍聴議員五名において慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

一、議案第一号 草津町手話言語条例の制定について。

本議案については、手話言語条例を新たに制定しようとするもので、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解と普及、町や町民、業者の役割等を定めるものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

二、議案第三号 草津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、国において健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、産科医療費補償制度の掛金が改正されたことから、草津町国民健康保険条例においても法改正に対応し、出産育児一時金の金額を四十万四千円から四十万八千円に改正しようとするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

三、議案第四号 草津町介護保険条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第一号被保険者の介護保険料の減免に関する規定を、昨年度に続き、今年度についても整備するものであります。

委員からは、昨年までの実績に関する質疑があり、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

四、議案第七号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第三次）（担当項目）。

令和四年度草津町一般会計補正予算（第三次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において一千五百六十一万六千円を増額しようとするものであります。内訳につきましては、国庫支出金で子育て世帯生活支援特別給付金として五百三十四万六千円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種事業として四百四十一万九千円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫補助金で五百四十六万八千円の増額となっております。

歳出における当委員会の担当項目につきましては、総額で一億七千四百五十二万三千円を増額しようとするものであります。

歳出の担当項目における各款補正予算の主な内容としては、各款項の人事異動に伴う人件費の補正のほかに、総務費では、戸籍住民基本台帳においてマイナポイント設定用端末リース事業関連事務費として三十四万九千円の増額、民生費では、社会福祉総務費において社会福祉協議会運営費補助金として六百四十五万二千円の増額、草津町生活支援商品券事業関連費用として六千九百四十七千円の増額、児童措置費において子育て世帯への臨時特別給付金事業返還金として百七十九万九千円の

増額、児童措置費で子育て世帯生活支援特別給付金事業として五百三十四万六千円の増額となっております。

衛生費では、予防費において新型コロナウイルスワクチン接種事業として九百八十八万七千円の増額、清掃総務費においてダスト運搬コンベヤー等の緊急整備一千五百四十三万円の増額、土木費では、土木総務費において立体交差建設事業で令和四年度事業費のうち、町の負担分及び支障電柱の移設に伴う町の負担分を合わせて三千八百六十八万円の増額、町単独道路等整備事業で、立町線道路融雪工事費及び上新田泉水線道路融雪復旧工事費として四千三百万円の増額となっております。委員からは、立体交差建設事業における県と町との負担割合や電柱移設の内容、町単独道路等整備事業の具体的な内容について質疑がありました。

また、ベルツこども園における保育士の人員配置や児童室支援員の勤務形態について質問があり、当局からは説明がなされました。

当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

五、議案第八号 令和四年度草津町介護保険特別会計補正予算（第一次）について。

本特別会計の補正予算につきましては、歳入歳出とも五十四万二千円を増額し、予算の総額を五億八千八百五十八万七千円とするものであります。

歳入においては、地域支援事業費の増加に伴い、国庫補助金として二十万九千円の増額、県補助金として十万五千円の増額、一般会計繰入金で十万五千円の増額、介護給付費準備基金繰入金で十二万三千円の増額をしております。

歳出においては、四月の人事異動に伴い、地域支援事業において五十四万二千円の増額をしております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

六、議案第十号 工事請負契約に係る協定の締結について。

本議案は、立体交差事業に関する令和四年度工事に係る協定について、既に基本協定を結んでいる群馬県を相手に、協定金額一億四千二百六十万五千円で締結しようとするものであります。

また、基本協定に基づく協定金額の負担割合は、協定金額から県の負担分である一億一千万円を減じた三千二百六十万五千円が町の負担分となる旨の説明がなされました。

現在、中央通りの入り口を全面通行止めにして、町単独で門型カルバートの設置事業を進めています。今般の協定による事業範囲は、このカルバート上を通る道路構造物を起点から終点まで約百メートル建設するものであり、工事が進むにつれて町民の皆様にも立体交差の全貌が見えてくる旨の説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る民教土木常任委員長の報告といたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、温泉温水対策特別委員長。

〔温泉温水対策特別委員長 宮崎謹一君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（宮崎謹一君） それでは、温泉温水対策特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る六月九日午前十時より、第一委員会室において開催いたしました。出席議員は全員と傍聴者が五名ということで、議員全員が委員会室に出席しておりました。

令和四年第六回草津町議会定例会において、当委員会に付託されました議案につきまして審議をいたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

議案第十一号 温泉引用移転許可についてであります。

本議案は、泉南荘を所有していた市川郁夫氏から株式会社ニューコーポレーション代表取締役小林恵生氏に所有権が移転されたことに伴い、当該施設に引用許可がされている湯畑源泉毎分九リットルに対しての申請がなされたものであります。

申請地の事業内容等々がまだ未定であり、浴槽面積等についてはそれに伴って進めるということでは未定でございますが、今後、それらの進捗状況に基づいて、またいろいろありましたら協議、検討した上で進めていきたいというふうに説明がなされました。

申請内容につきましては、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第十二号 温泉引用移転許可についてであります。

本議案は、杓風華を所有していたメルコリゾートサービス株式会社代表取締役重光邦彦氏から株式会社四季リゾート代表取締役社長山中直樹氏に所有権が移転されることに伴い、当該施設に引用許可がされている万代源泉毎分二十八リットルに對しての申請がなされたものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第十三号 温泉引用増量許可についてであります。

本議案は、田村長三氏、旅館たむらの当該施設に温泉引用許可がされている地蔵源泉毎分三十六リットルに對し、毎分四リットルの増量許可がなされたものであります。

草津温泉は温泉を中心としたホテル、旅館でありまして、温泉がその魅力度を高めていく上では大変重要なものであり、町でもサポートしていきたいとの説明がありました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る委員長報告といたします。

○議長（黒岩 卓君） 以上で付託議案にかかる委員長報告を終了いたします。

#### ◎議案第一号の質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、初めに議案第一号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第一号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第一号については、原案のとおり可決決定いたしました。

#### ◎議案第二号の質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。

小林議員、どうぞ。

○五番（小林純一君） 大滝乃湯の利用料金のことなんですけれども、今、前口地区は多分料金がほかと違っているかと思うんですけども、前口地区につきましては料金の変更というのはあるのでしょうか。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 前口地区は、今現在、一人百円です。そして、どうなっているかといいますと、草津町が百円を負担

して観光公社に二百円を渡していると。これは今現在です。

そして、今度これが値上げになるわけでありますけれども、前口地区が百五十円に値上げして、それで草津町の負担分も百五十円に上げて観光公社に一人三百円を収納させるという、このような仕組みになっておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○五番（小林純一君） はい。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑をどうぞ。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） 質疑はございませんか。

なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第三号及び議案第四号の一括質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第三号及び議案第四号について一括質疑を行います。

質疑をどうぞ。

湯本議員、どうぞ。

○八番（湯本晃久君） 三号議案について質疑をさせていただきます。

説明によれば、産科医療補償制度の掛金の見直しというところですが、条例案を見ますと四十万四千円が四十万八千円への増額という形になっております。そのあたり、掛金の見直しというところも含めて条例改正の経緯といえますか、その部分について改めてご説明いただくようお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） どうぞ。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、湯本議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の改正については、国において健康保険法施行令の一部が改正され、出産育児一時金の産科医療補償制度の掛金の見直しが行われたことに伴い、本町の国民健康保険条例に規定する出産育児一時金の金額について改正するものであります。具体的には、草津町の条例と要綱で定める出産育児一時金の総支給額については四十二万円となります。こちらについては変更はございません。現在、支給をしている出産育児一時金については、出産育児一時金本体部分と産科医療補償制度、政令で規定されてございますが、こちらの掛金部分で構成されております。このたび、政令で規定する産科医療補償制度の掛金が一万六千円から四千円引き下がり、その代わりに、出産育児一時金の本体部分を四十万四千円から四千円引き上げて四十万八千円として条例改正をしようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 湯本議員、どうぞ。

○八番（湯本晃久君） ありがとうございます。

ということは、掛金として差っ引いて払う分は一万六千円から一万二千円に下がったけれども、その下がった分四千円を総支給額から差っ引くのではなくて、それを上乗せしてご本人にお渡しするという理解でよろしいですね。

○住民課長（堀田高史君） はい、そうです。

○八番（湯本晃久君） ありがとうございます。

非常にいいことだと思えます。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○八番（湯本晃久君） はい、結構です。ありがとうございました。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑はございますか。どうぞ。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） 質疑がなければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第三号及び議案第四号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第三号及び議案第四号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第五号及び議案第六号の一括質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第五号及び議案第六号について一括質疑を行います。

質疑をどうぞ。

中澤広夫議員、どうぞ。

○九番（中澤広夫君） 委員会でも恐らくちよつと重なってしまうかもしれないんですが、この六号の新しいブランコの件ですけれども、非常におもしろいと思いますが、この運用に関しまして、まず一回何分ぐらいを考えていらっしゃるのか。そ

れと安全対策はどんな形で行うのか。そして三点目が、左側に小さいブランコがありますけれども、この小さいブランコの運用はどういう形で行われるのかを、ちょっと改めてご質問したいんですが、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 天狗山の非常に眺望のいいところのジップラインのスタート位置ですけれども、そのすぐ横に巨大ブランコを設置するというところで、これを発案といえますか、やる気になったのが、昨年、職員を連れて八方尾根の白馬のスキー場を回ってまいりました。その中で、ブランコがあったと。これは、リフトがもともとかかっていたんですが、事情で廃止したんです。そうしたら、リフトの終点が高いところにあつて、アルプスがよく見えるんですよ。ですから、ロケーションが抜群なんですけれども、そこにかかっているブランコが、写真で見るとすごい長いブランコに感じたんですけれども、行ってみたらそれほどじゃないと。

それが、私が三分という判断をしたんですけれども、この間、ある町民の方がそこへやはり行ってきて、町長、三分じゃなくて二分でしたと。長蛇の列ですと。私が行ったときは長蛇の列でした。もちろん人がついて、ゆすったりして安全対策を見ながらなんですけれども、私の判断は、三分くらいを判断にして、八百円という料金を設定しましたが、これは条例上定めたから、直ちに八百円を取らなきゃいけないかというと、上限を条例が決めていますから、やってみての判断で、これより下げるかもしれないし。

それと、リフトの夏季利用ということで、今までリフトが回らないのを動かしてきましたから、これは基本的に、天狗山のTパラリフトとブランコのセットで売り出したいと思っております。

安全対策ですが、巨大ブランコはペアで乗れるような構造になっておりまして、一人でも乗れると、そういう形で話題性が高いと思います。天気の良い日はすばらしいロケーションがそこに広がりますから、草津町全体を展望できますので。そして、その巨大ブランコの横に通常のブランコです。普通にあるぐらい、それよりまだ少し大きいぐらいのイメージになる

と思いますけれども、それは子供用というか、あまり大きなブランコに乗りたくない人もいますので、そういう意味で、そこにそれぞれつけました。

当然、安全対策は両方ともシートベルトをつけさせて落ちないように形を取って、サポートがついてそれを安全に楽しんでもらうという手法を取っていききたいと思っております。

大きいほうのブランコも小さいほうのブランコも、子供もここに入れてありますけれども、やってみてお客さんの反応を見ながらこの上限を決めておいて、改めて料金というのは、私が社長を兼務しておりますので、指定管理の範疇ではできませんから、その料金設定というのはこれを上限として考えていききたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○九番（中澤広夫君） はい。ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑あればどうぞ。質疑はございませんか。  
〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議、ございませんか。  
〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第五号及び議案第六号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。  
〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第五号及び議案第六号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第七号、議案第九号の一括質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第七号から議案第九号について一括質疑を行います。

質疑をどうぞ。

湯本晃久議員。

○八番（湯本晃久君） 議案第七号、事項別明細書の十四ページ、保健衛生費の予防費の中における子宮頸がんワクチンの助成事業についてお尋ねいたします。

この件につきましては、国、厚生労働省の方針が変わったということは聞き及んでいるところなんですけれども、今回の予算措置によってどのような方が対象になって、その対象の方に対してどのように告知をされていくのか。また、費用負担は本人がどのぐらいで、補助がどのぐらいのところ。それから、接種をいつ、どこで行われるようになるのかといったところについて、説明をお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 健康推進課長、どうぞ。

〔健康推進課長 和田 修君 登壇〕

○健康推進課長（和田 修君） 今の湯本議員の質問にお答えいたします。

対象者なんですけど、今回については十六歳から二十五歳の方になります。総人数が、一応二百五十一名の方を予定しております。

費用なんですけど、一人一万六千二百円、これは三回打たなければいけないということなので、この費用自体が全額補助ということと考えております。医療機関なんですけど、近くですと西吾妻福祉病院とかです。ほかの病院等でも、打った接種記録を出していただければ対応していきたいと思っております。そういう感じで行っていききたいところなんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（黒岩 卓君） 湯本議員、どうぞ。

○八番（湯本晃久君） すみません、ありがとうございます。

まず、当事者、十六歳から二十五歳の方々に対しての告知の方法、それから、今ちよつと最初にお話しになった十二歳から十六歳までの方というのは、これから先、どこかで集団接種というようなことをされていくのかということもお願いできますか。

〔健康推進課長 和田 修君 登壇〕

○健康推進課長（和田 修君） お答えいたします。

十二歳から十六歳の方については、そのまま定期接種というところで行っていきます。医療機関と、あとは保健センター等でも対応していきたいというふうに考えております。

告知の仕方なんです、広報等を利用していただいて、漏れのないように出ささせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○八番（湯本晃久君） ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○八番（湯本晃久君） はい、結構です。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑をどうぞ。

宮崎謹一議員、どうぞ。

○十二番（宮崎謹一君） ただいまの湯本議員の関連なんです、十四ページ、子宮頸がん予防ワクチンなんです、しばらく副作用だとかいろいろ支障が出るということで休止していたのが始まったということですが、最近、これは男性にも必要じゃないかというようなことが言われておりますが、これについてはいかがが考えでしょう。

○議長（黒岩 卓君） 推進課長、どうぞ。

〔健康推進課長 和田 修君 登壇〕

○健康推進課長（和田 修君） 宮崎議員の質問にお答えいたします。

その男性に関してというところは、情報のほうがしっかり入ってきておりませんので、今のところ検討をしていないんです。そういう状況になっております。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○十二番（宮崎謹一君） はい。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑をどうぞ。

金丸議員、どうぞ。

○六番（金丸勝利君） 六番、金丸です。

七号議案の八ページ、総務費のふるさと納税事業費の中の説明欄にある草津町ウクライナ支援事業の寄附金五百万円とありますが、今現在の状況等を教えていただけますか。

あと、もう一点が議案第九号になるんですが、議案第九号の三ページの資本的収入及び支出の、支出の部で、建設改良費で工事請負費という予算が二千五百七十八万八千円、これがありますが、これのいわゆる工事内容と、あとは先ほど委員長報告にちよつとあった、いわゆるジツプラインの事故の経緯と安全対策について説明をお願いしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（黒岩 卓君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 金丸議員のご質問にお答えいたします。

ウクライナの支援事業の関係、今回の補正予算五百万円につきましては、まずは予算計上の方法としては前回と同様に、昨年度の七、八、九月分の実績に基づいて五％分を換算したものが五百万円になるということで計上させていただいております。

また、今現在の状況ということですが、ホームページのほうにも載せていただいておりますが、百十八万一千円を

現在四月分については寄附をいたしまして、これについては既にホームページのほうで公表させていただいているという状況でございます。五月分につきましては、今集計したものをまたホームページのほうにも載せているところですので、額について、ちよつと今確認をさせていただきます。少し時間をください。

失礼します。五月分につきまして、今度六月に振り込む分ですが、二百三十二万六千四百円を、この後、六月に送金をさせていただきますという予定になってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 企画創造課長、どうぞ。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、金丸議員の質問にお答えいたします。

議案第九号の資本的収入及び支出の支出における改良工事費、工事請負費の内訳ということですが、天狗山に設置する予定となっておりますブランコの当初予定していたものが、仕様がスペックが上がったことや、あと資材の高騰に伴いまして少し本工費が上がっております、その予算不足のものを補うための増額分と、あとはジップラインの安全システムの構築に伴う費用を計上させていただいております。

それで、ジップラインの事故の詳細なんですが、発生したのが令和四年五月二日の午前十時四十五分頃、バンジップテングの終点ビー戦で発生をいたしました。内容なんですが、お客様とスタッフが接触する事故ということで人身事故となっております。

経緯というか、詳細なんですが、スタッフがゴムマットのずれを直して立ち上がった際に、ちよつとめまいを起しまして、ステージ側に倒れ込みまして、そのときに安全装置が働いて中途半端な倒れ方になりました。そこにお客様が滑走してきて、接触したというような事故の詳細となっております。

その後の対応なんですが、両名とも救急車で搬送されまして、お客様のほうは櫻井病院へ、診療結果としては右足の打撲というような軽症になっております。それと、スタッフのほうは西吾妻福祉病院のほうに運ばれまして、肺挫傷という形で

負傷をいたしました。

その後、五月二日、三日と安全対策のためにホームゲートの設置ということで休業をいたしまして、五月四日午後四時からオペレーターの再研修を実施しまして、営業を再開したような内容となっております。

以上でございます。

○議長（黒岩 卓君） 補足どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） まず、ふるさと納税でありますけれども、令和三年度で七億六千万、正確にいうとそれより少し多かったですということを基準に考えて、令和四年度から始まるふるさと納税については、集まった金額の5%をウクライナに寄附するというのを草津町として声明をし、様々な機関を通じて広報いたしております。もちろんホームページもそうですけれども、その上で、集まった金額を毎月毎月5%分を十二回ウクライナに振り込んでいきたいと思っております。

そういう中、議会の中で、大金をウクライナにやるより町民に還元すべきだという意見も出まして、私なりに計算してみたりしましたら、皆さんのお手元にも渡しましたが、七億六千万円をベースに考えたときには、このまま同じ金額ですと、正直に言いますと、そっくりウクライナに寄附するとすると、一〇三%で計算しますと、前年に対して千八百六十二万円の損をするというか、町の収入も減るということでありますけれども、そのパーセンテージが一〇六%を超えますと、言い方はおかしいかもしれないですけども、損益分岐点がここまでいきますと七十六万で初めてここで逆転してきます。そして、これがどんどん一〇%にいったときには、ウクライナに5%寄附して経費を払っても、草津町に手残りが二千六百六十万円余分になるという計算でありまして、これほど効果があると思わなかったんですけれども、大変今現在も非常に好調な推移しております。

五月では、直近のあれですと、前年対比一八〇%、そして累計でいっても一六九・七%という数字が出てきます。そして、六月に入って五日までなんですけれども、これも一八五・六六%という数字で、これが到達するとは思っていません。お

渡しした資料の中で、例えば一四〇になったとすると、プラスの草津町に二億七千万ほどふるさと納税の留保ができるという数字で、エクセルでシミュレーションをしてみました。ちよつとエクセルの仕方が中間を空けたためそれが少し狂ったんですけれども、そういう数字で動いていくと思います。

本当に納税者の皆様に感謝すると同時に、やはり全世界の注目を集めているウクライナですから、人道支援、復興支援として実績のほうに入れて、これ特定として向こうへそっくり行くと思うんですけれども、そのような形で役立ててもらえればと思います。大変大きな数字になりますから、前年の数字で入れても、ウクライナには四千五百万ぐらい出せるという数字だったわけですから、それが一一〇とか一四〇になると、全然ウクライナに送っても町の留保資金は大変多くなるという計算が出ております。

それと、天狗山のジップラインの事故なんですが、今、課長のほうから述べたように、上から飛んできますと、ステージが下がっている。下がって到達して、戻ってきたときに係員がステージをこういうふうに上げて、降りやすい位置で降ろすわけでありますけれども、そのステージの中にかどうか、状況は分からないんですけれども、立ち上がった瞬間、自分で本人に聞いたら、意識を失ってしまいました。だから、覚えていないということなんで、恐らく後ろに転倒防止のワイヤがあつて、人間がはずに傾いたんだと思います。ロックがかかつて。そこにお客様との足が接触したということで、正直に言つて私は真っ青になりました。大変な事故になるということで、すぐ飛んでいきましたら、結果論として、うちの会社の社員も病院に行ったんですけれども、日帰り入院する必要はないということと、お客様もそれほどのけがもなかった。千葉の方で、常務と担当課長にお見舞いに行つてきなさいということで、日を改めて千葉県までうちの社員をやらせましたけれども、向こうのほうは、ここまでわざわざ来てくれてと恐縮していたそうであります。ですから、お客様に対して失礼がないように、事後対応はちゃんとしておきました。

それで、一番きつかったのは、五月の連休中の二日の日に事故が起きて、直ちに私は業務を停止しろということで、業務を止めました。本当なら売上げが一番伸びるときなんですけれども。でも、それよりは安全を優先するということで、地元

の鉄工所に頼んで、そこに柵というか、バーというか、何もなかったものですから、人間が立ちくらみなんかをして倒れた場合には危険だということで、そこにガードをつけたと。だから、絶対的にそういう事故はもう起きないという判断をしています。

ただ、もう一つ私が常に気にしているのが、ステージが上がればなしのときに、上からジップラインで飛んできたときは大惨事になるということで、今までは効率を図るために、到着して、下の処理が終わる前に出発点にトロリーを乗せて、ゴーサインが出たときに出すという仕組みをつくっていたんですけれども、全ての作業が終わってからじゃなければトロリーをかけてはならないという仕組みづくりに変えました。やはり、それでも人間はミスするというところで、今、山麓から天狗の山頂までに光を今布設する、それが優先になっていきますけれども、工事をして、光ですからいろんな使い方ができますので、ステージがついていない限りは上に赤信号が続けてついていると、そして転倒防止の扉が開いている状態でも赤信号でやっている。それから、二つがセンサーでオーケーが出たときに初めて青信号になるということは、上に送ると。それで、それでもまだ不安であるということで、トロリーを人間が引く張るんですけれども、ロックを引くことによって外れるんですけれども、それでスタートするんですけれども、赤信号の時点では引く張るでも中間に何らかのセンサーを入れてロックがかかっている、引く張るでもスタートできない仕組みを、今考えています。それも完成させたいと。

それから、どんなに間違っても絶対に事故を起こさないという仕組みづくりをかけております。光つくの結構お金がかかるんですけれども、安全対策のためには致し方ないということと、光がいきますので、今度は天狗山の下からのライブカメラがあるんですけれども、上からのライブカメラで草津の全景が見えますし、非常にロケーションがきれいですし、ジップラインが飛んでいく姿、それからブランコ等も映像に入れられると思うんで、それを今後していきたいと思っております。以上です。

○議長（黒岩 卓君） 金丸議員、よろしいですか。

○六番（金丸勝利君） はい、ありがとうございます。

社員の方の健康管理、その辺もしっかりとお願いできればというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑をどうぞ。

有坂議員、どうぞ。

○二番（有坂太宏君） じゃ、三点ほどうみません、お願いします。

まず、事項別明細書八ページ、総務費の今のふるさと納税にも絡むんですけれども、広告料のところ二百四十二万円という計上があるんですけども、これの広告料のどこに出すのかの説明をお願いしたいと思います。

あと、もう一点が十六ページ、商工費の中で、草津温泉まち歩き共通クーポン事業第四弾で六千百十三万円とあるんですけども、この内容のご説明もお願いしたいと思います。

最後に、十九ページの消防費、白根山の火山対策事業で、建設改良工事単独で二百六十四万円の計上があるのですが、これのどういう対策工事なのか、ご説明いただきたいと思えます。

以上、三点お願いします。

○議長（黒岩 卓君） 観光課長。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、有坂議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、一点目のふるさと納税費の中の広告料についてですが、内容につきましては、楽天ふるさと納税のサイトでございます。このサイトにつきましては、草津町でふるさと納税を約五〇%を集めている大口のサイトになってございます。細かい内容ですが、楽天のスーパーセール、ブラックフライデー、楽天感謝祭、お買い物マラソン、楽天ふるさと納税ニュースの合計十四回分、二百四十二万円の計上でございます。

二点目の七款商工費の関係ですが、六千百十三万一千円の計上なんですけど、この内訳といたしましては、印刷製本費が三十一万一千円、まち歩き共通クーポン券の事業委託として六千八十二万円、これは主にクーポン券を換金する原資と、あと

は換金先の商工会に対する委託料の内容になってございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 有坂議員の三点目のご質問にお答えいたします。

予算書十九ページの建設改良工事二百六十四万円の関係でございます。

この内容につきましては、白根レストハウスを基地局としまして、白根レストハウス防災子局二か所や本宮監視所及び万座監視所において、登山者への規制内容の周知や有事の際の緊急連絡を行う設備を整えておりますが、この各箇所へ電源ケーブルや通信ケーブルを引いている中で、これが今むき出しの野ざらしの状態になっている部分が多いところで、安全対策のためにこれを電線間に挿入いたしまして、一括で安全対策を強化していきたいということの費用として二百六十四万円を計上させていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） 有坂議員、よろしいですか、再質。

○二番（有坂太宏君） 大丈夫です。ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑ございますか。

宮崎公雄議員。

○十一番（宮崎公雄君） それでは、議案第九号をお尋ねいたします。

先ほど、金丸議員のほうからお話があつて、町長からも非常に細かい説明がありました。安全対策ということで、二重三重に安全をクリアしていくことは非常に大事なことだと思えますし、大変なものだと思っております。

この際、ここでちょっと聞きたいのがジップラインなんですけれども、なかなか公社のほうにもいろいろとお話できないので、ここでジップラインの年間の稼働率、それとどのくらいの売上げがあるかをお聞きしたいと思っております。

それともう一点なんですけれども、キャッシュフロー計算書の中の二の投資活動キャッシュフローの中の固定資産投資活動キャッシュフロー一億一千六百六十九万二千円というのがマイナスで出ていますけれども、これ、こんなにあつたかなと思ふんですけれども、その辺についてちよつとお話をしていただきたいと思ふしますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒岩 卓君） 企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、一点目の宮崎議員の質問にお答えいたします。

ジップラインの年間の利用率ということなんですが、今、四月二十日現在で令和三年度の集計が出ております。累計で一萬五千八百十三人、三年度は利用しております。それで、令和四年度になって、六月八日付で五月までの累計が出ております。二千七十人の利用があつたということになっております。

キャッシュフローのほうは少し時間をいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○十一番（宮崎公雄君） じゃ、後でいいですよ。それと、売上げは幾らと言つたの。年間の売上げ。

○企画創造課長（田中 浩君） ジップラインの令和三年度の総売上げにつきましては、二千八百四十四万円となっております。それと、五月までのジップラインの売上げなんですが、五月末まで百九十一万五千八百円の売上げの結果を出しております。

○十一番（宮崎公雄君） 分かりました。

○議長（黒岩 卓君） どうぞ。

○十一番（宮崎公雄君） いきなり質問したんで、キャッシュフローは後で結構です。教えてください。多分そんなに大したことないと思ふんで。

それから、駐車場のほうになるのかな。

○議長（黒岩 卓君） 町長、補足どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 今、課長のほうからジップラインの利用人数、利用状況というのが出ておりますけれども、仲良く常務と話して、夏季利用でジップラインが天狗山周辺の売上げの半分を占めると。だから、非常に経済効果が高かったということがあります。あれがあることによって、家族で来て、大人は乗っても子供は乗れないということ、下で遊んだり、またレストハウスの天狗ロッジの売上げにも貢献しているということ、非常に効果があったと。

そして、これを建設したのが檜山工業という長野の会社ですけれども、担当から聞いたなら、その担当の言うのには、私が知る限り、草津のジップラインの稼働率はナンバーワンだと。どこのところと比べているのか分かりませんが、非常に効率が高いと。我々も、議会でも言ったと思うんですけども、野沢にジップラインを見に行ったんですけども、それから見れば、はるかに草津町のジップラインのほうが効果が高かったということでありました。

ですから、私としては、五年前に本白根山が突如噴火した中で、半分の敷地を失ったと。その中で、天狗山をスキー場メインにして、一年中通して人集めすることを考えました。その中の一つのジップラインであり、また今回建設中の巨大プランコ、これも非常に話題性が出てくると思うんですけども、それらを含めて、一年を通して、天狗山スキー場がさらに活性化するようにしていきたいと思っております。ほかのスキー場というのは、夏というとはほとんど売上げなんかないんです。けれども、この草津スキー場は恵まれていまして、通りのそばにあつて華やかさがあると。乗っても楽しい、見ても楽しいという場所にありますので、そういう効果が出るんじゃないかと思えます。

投資活動によるキャッシュフローは、私も本来覚えていなければいけないんですけども、なかなか全て覚えているわけにはいかないんで、ご存じのとおり投資活動ということ、だから直したりいろいろしたんだと思うんですけども、その出した金がマイナスになったからということですよ。マイナスじゃなくてプラスになったのですか、三角がついているから。そういう使わなかったという理論がそういうふうになると思えます。この辺は後で分かたらお知らせいたします。

○十一番（宮崎公雄君） 分かりました。

以上です。

○議長（黒岩 卓君） ほかに、どうぞ。

市川議員、どうぞ。

○三番（市川祥史君） 三番、市川です。

議案七の十四ページの新型コロナワクチンの接種事業についてなんですけれども、四回目ということの予算だと思うんですけども、対象者、対象人数、あと期間、あと余談なんですけれども、四回目はもういいんじゃないかという町民の声が多いんですけども、どのような体制を予定されているのか、お聞かせください。

○議長（黒岩 卓君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 和田 修君 登壇〕

○健康推進課長（和田 修君） 今の市川議員のご質問に対して答えます。

対象者人数なんですけど、六十歳以上の方が二千四百九十三人です。それから、基礎疾患を有する方が十八歳から五十九歳で、一応こちらで捉えている数字が百四十二名となっております。この予算のほうの数字はその中の九〇%と見込んでおりますので、二千四百人程度の方を対象と考えております。

四回目についての時期なんですけど、一応七月の下旬を予定して計画を立てております。七月の上旬には町民の方にお示しできるように通知とかを行えるように、準備を今しているところです。

一応、四回目の状況なんですけれども、その辺はいろんな情報があつて、やはり国の方は打ったほうがいいというような形で進めさせていただきたいという通知が多く来ていまして、ワクチンが決して効かないとかそういうふうな情報は、全然入ってきていないという状況になっています。

以上です。

○三番（市川祥史君） ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○三番（市川祥史君） はい。

○議長（黒岩 卓君） ほかにどうぞ。

安齋議員、どうぞ。

○一番（安齋 努君） 一番、安齋です。

議案第七号の十ページ、生活支援商品券、こちらのほうで大きな予算が計上されておりますけれども、この内容について分かつている範囲で結構ですので、詳細についてお尋ねしたいと思います。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 質問にお答えいたします。

大変大きな金額で、生活支援商品券事業ということで六千九十万七千円を計上しておりますけれども、以前、プレミアム商品券、一万円出すと二万円の券をプレゼントした、つまり一万円が二万円になると。ただし、制約があるのは、草津町民であることが第一前提、それと、この商品券は町内の業者じゃなければ使えないと、その二点でありました。そして、今回も名前は違っていますけれども、やろうとしていることは同じです。コロナ禍の中で生活が厳しい、ガソリンが上がった、灯油が上がった、諸物価が上がったという中で、町民の皆様の生活が厳しいというふうに推測をいたしますので、やはり行政でできるならやろうと協議をしてきたんですけれども、事務方とも協議をして、もう一度、前回とやり方はほぼ同じです、意味でこれをやってきたと思います。

もう一つの方法で、一万円をプレゼントしても、行政が出すお金は同じなんです、ただ分かっている方にお金を送金するわけにいかないんです。これは、きちんと贈与契約を結ばなければなりません。お金を一万円あげますけれども、いかがいたしましょうかというのと、相手は頂きましょう、また、要らないですという拒否権があるわけですから、その作業が物すご

く大変になる。ですから、国が十万円の給付したときがありますよね。あのときに、これならできるといふことで、確認が取れていますから、そこに草津町は一万円足して、現金の場合は十一万円給付したと。勘違いしている人は、国が十一万くられたと思うんですけれども、町がそこに一万円足したといふことで。ですから、今回の場合は、一万円を単独でやろうとすると膨大なエネルギーを必要とすること、やはり町内の様々な業種もコロナ禍でダメージを受けているといふ判断をいたしましたので、町民も喜ぶ、事業者も喜ぶといふことで、もう一度これについてよく進めてやるという判断をして、予算に計上させていただいたということでもあります。よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） 安齋議員、よろしいですか。

○一番（安齋 努君） すみません、あと期間とかについて、ちよつと分かっている範囲で。期間です。配布の期間、それから使用の期間、分かっている範囲で結構でございますので、よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） 住民課長、どうぞ。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） 安齋議員の質問にお答えいたします。

まず、販売期間、令和四年七月十九日火曜日から七月二十九日の金曜日の間でございます。そして、利用期間、令和四年の七月十九日から令和五年の一月三十一日までとなっております。

対象人数について、予算の計上といたしまして六千五百人で計上させていただいております。よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 販売期間は、今、課長の述べたとおりなんですが、議会で審議している中、議員さんの意見も考慮をして、月末で買えるのを打ち切っちゃうと、月末に金のない人が買えないじゃないかという意見もありましたので、商工会に委ねて、買い取るルールについては、今、課長が言った期間ですけれども、それから外れて八月に入っても、例えば町民

が役場のほうへ来ていただければ、その辺は便宜も図っていききたいと、このような考えで、じゃ、それはいつまでいいんだというのはまだ決めていないですけども、なるだけできたら販売期間中にお買い上げをいただきたいと思うんです。これは、意外と大変な作業なんです。町民であることのあかしをきちんとしなければならぬ。全然知らない人が買えちゃうと、これ町民向けにやったのがおかしくなってしまふんで、そういうところがありますから、販売期間はある程度短くさせていただいて、エネルギーを必要とするので。その代わり十二月までというとせわしくなります。それで、一月までに何でこだったかというのと、冬に暖房のシーズンに入りますから、灯油や様々なそういう暖房器具も買うようになると思うので、その補助にという判断をしておるといふことです。

以上です。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○一番（安齋 努君） はい、ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） ほかに。

中澤康治議員、どうぞ。

○七番（中澤康治君） 七番、中澤です。

三つあります。

二十四ページの予備費の補正四十二万三千円の内訳を、まずお願いします。

それから、傍聴しましたんですが、その他の六番、草津横手山計画、これで、町長のフィージビリティ・スタディ、これ計算式、非常に重要だと思うんですけども、計算式を公開できますか……

○議長（黒岩 卓君） 中澤康治議員。

すみません、議案にないんで。

○七番（中澤康治君） 原案駄目ですか。

○議長（黒岩 卓君） ええ。議案にないんで。

○七番（中澤康治君） その他は。ないんですね。

○議長（黒岩 卓君） その他は後でやってください。

今は七号から九号までですから。

○七番（中澤康治君） じゃ、いいです。

最初の予備費のやつをお願いします。

○議長（黒岩 卓君） 副町長、どうぞ。

〔副町長 福田隆次君 登壇〕

○副町長（福田隆次君） それでは、質問にお答えいたします。

予備費の内訳ということでございますけれども、予備費につきましては、こちらの今回の補正の歳入総額二億四千八百七十八万四千円、この歳入に対しまして、歳出の補正額は二億四千八百三十六万一千円ございますので、その差額について積み立てることもできますが、少額でございますので、予備費のほうに編入していくということで、内訳についてはございません。

以上です。

○議長（黒岩 卓君） 中澤議員、よろしいですか。

○七番（中澤康治君） はい。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を打ち切って採決に入りたいと思います。

質疑ですか。

〔「関連なんですけれども」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 関連ですか。関連がありますか。大丈夫ですか。

○七番（中澤康治君） 七号では反対なんです、八号、九号は賛成の場合は、一括しちゃうとうまくいかないんで、ばらばらにしていただけかもしれませんでしょうか。

○議長（黒岩 卓君） 今、そういう動議が出されました。

動議については、二人以上の賛成がないと駄目なんですけれども、その動議について、賛成の方いらっしゃいますか。それでは、その動議を諮ってみたいと思います。七号から九号について、それぞればらばらに採決をしていただきたいという動議が出されました。それについて賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員ということなので、ばらばらでいきます。

それでは、七号からいきます。

七号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第七号については、原案のとおり可決決定することに決定いたしました。続いて、議案第八号について採決いたします。

議案第八号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第八号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、議案第九号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第九号については、原案のとおり可決決定することに決定いたしました。  
ここで暫時休憩いたします。十一時半でお願いします。

休 憩 午前十一時十四分

再 開 午前十一時二十九分

○議長（黒岩 卓君） 休憩を閉じて再開いたします。

それでは、先ほどの宮崎議員の質問の件について、当局から発言の申出がありますので、どうぞ。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 先ほど宮崎議員のほうから、9号議案に伴うキャッシュフロー計算書の2の投資活動によるキャッシュフローの内容についてご説明をさせていただきます。

前回、西の河原駐車場土地を購入しました六千七百五十六万円、それと今回の資本的支出の建設改良費に伴います工事の部分で四千六百四十万円、委託料で二百七十三万円、合わせて一億一千六百六十九万二千円が支出されたものという内容になっております。よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

それでは、続けていきます。

次に、議案第十号について審議いたします。

議案第十号について質疑をお願いします。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

議案第十号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第十号については原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十一号、議案第十三号の一括質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十一号から議案第十三号について一括質疑を行います。

質疑をどうぞ。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） 質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

議案第十一号から議案第十三号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十一号から議案第十三号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎請願・陳情等にかかる委員長報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、請願・陳情等にかかる委員長報告を願います。

初めに、陳情二 国民の祝日「海の日」を七月二十日に固定化する意見書の提出を求める陳情について。

担当の総務観光常任委員長、報告を願います。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） 陳情二 国民の祝日「海の日」を七月二十日に固定化する意見書の提出を求める陳情について。

本陳情は、現在七月の第三月曜日とされている国民の祝日「海の日」を当初の七月二十日に固定化することを求め、意見書を内閣総理大臣に提出してほしいとする海事振興連盟からの陳情であります。

請願者は、平成七年に制定された海の日が、平成十五年以降、いわゆるハッピーマンデー制度によって、毎年、日にちが変動する祝日となったことは、制定当時の趣旨に反するとし、七月二十日の固定化を求めるとしています。

委員からは、固定化との内容だが、いわゆるハッピーマンデーの制度は観光地である草津町にとっては有益ではないか等の意見が出され、慎重審議の結果、委員五名全員の意見により、当委員会としては不採択いたしました。

○議長（黒岩 卓君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手

を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

続いて、陳情五 草津町議会議員の住所と電話番号が公開されていないことの矛盾について、草津町議会議員全員で共有していただきたいという陳情書について。

担当の議会運営委員会委員長報告を願います。

〔議会運営委員長 中澤広夫君 登壇〕

○議会運営委員長（中澤広夫君） それでは、陳情五につきまして報告いたします。

出席委員七名、傍聴議員が五名ということです。

陳情五 「草津町議会議員の住所と電話番号が公開されていないことの矛盾について、草津町議会議員全員で共有していただきたいという陳情書について。」

本陳情は、草津町議会では「個人情報保護法」を理由に、議員の住所と電話番号が開示されず、議会事務局は「住民相談窓口業務」を実施していないことが違法である。憲法の軽視、個人情報保護法と言えば情報非公開を貫けるという状態にあることを、草津町議会議員全員に対して情報として共有してもらいたいと陳情するものであります。

当局からは、近隣町村の電話番号等の公開状況や憲法上住所登録を教えなかったから違法かどうか争ったケースは聞いたことがないなどの説明がありました。委員からは「この陳情に対して個人の電話番号が載っていない、載っているは関係ない。」などの意見が出され、慎重審議の結果、委員五名全員の意見により、当委員会といたしましては不採択といたしました。

以上でございます。

○議長（黒岩 卓君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

続いて、請願一 消費税インボイス制度の実施に関する請願書について。

担当の総務観光常任委員長、報告を願います。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） 請願一 消費税インボイス制度の実施に関する請願書について。

本請願は、二〇二三年十月から適用される消費税インボイス制度について、コロナ禍によって地域経済が疲弊する中、中小企業や自営業者の経営危機が深まっている状況下にあることから、この制度の実施中止を求める意見書を政府に提出してほしいとする請願であります。

本請願の紹介議員から資料を用いて請願に係る補足説明がなされましたが、各委員からは、軽減税率の制度など国の説明が複雑さを増す要因としているが、消費税として預かったものは支払うべきとの意見が多く出され、趣旨採択一人、不採択四人という結果となり、当委員会としては不採択といたしました。

○議長（黒岩 卓君） 本請願書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

続いて、請願二 後期高齢者の医療費窓口負担二割化実施の凍結に関する請願について。

担当の民教土木常任委員長、報告を願います。

〔民教土木常任委員長 金丸勝利君 登壇〕

○民教土木常任委員長（金丸勝利君） 請願二 後期高齢者医療費窓口負担二割化実施の凍結に関する請願について。

本請願につきましては、本年十月から七十五歳以上の医療費窓口負担について、単身世帯の場合、年収二百万円以上の場合二割負担となる方々への制度実施を凍結していただきたいとの請願です。

現在、後期高齢者医療に係る費用は、患者負担を除いて五割を公費、約四割を後期高齢者支援金、約一割を後期高齢者の保険料で賄っています。団塊の世代が七十五歳以上になり始める二〇二二年度は医療費の増大が見込まれ、このままでは現役世代の負担が一層重くなるおそれがあります。今後は、全ての世代で幅広く支え合う必要性があります。

委員からは、今回の改正の基準額について平均的な収入で四十年間会社に勤めた人が受け取る年金額を上回る水準であること、相応の負担は仕方ない、新たに二割負担となられた方々については、法施行後三年間は外来受診の負担増を最大でも月三千円とする激変緩和措置が設けられていることなどから、一定の配慮がなされているなどの意見がありました。当委員会といたしましては本請願を不採択とし、意見書の提出は行わないことといたしました。

以上、請願に係る委員長報告です。

○議長（黒岩 卓君） ただいまの報告にありました請願二について、本請願書については、ただいまの委員長報告のとおり

決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

続いて、陳情九 ベルツ通り街路灯管理費の助成金を求める陳情書について。

担当の総務観光常任委員長、報告を願います。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） 陳情九 ベルツ通り街路灯管理費の助成金求める陳情書について。

本陳情は、ベルツ通り協議会街路灯組合から、当該組合が所有し設置している街路灯の支柱の腐食が著しいことから、これを修繕していくに当たり、町からの助成金を求めたいとする旨の陳情であります。

委員からは、本件に限らず、街路灯の関係については、町全体としての大きな視点で、安全対策や観光対策として、将来的に行政として町のインフラ整備というくくりの中で検討していくべきではないか等の意見が多く出されました。

当局からは、他の地区や他団体との均衡性の確保の観点から、慎重に考えなければならぬ内容であるとの説明がありました。

慎重審議の結果、各委員の意見としては、趣旨採択四人、不採択一人という結果であり、当委員会としては趣旨採択といえました。

○議長（黒岩 卓君） お諮りいたします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

#### ◎追加議案の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、追加議案の上程をいたします。

議案第十四号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

議案の説明を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第十四号について、朗読と説明を申し上げます。

議案第十四号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和四十九年草津町条例第四号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和四年六月十日提出。草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、改正しようとする告示文となっております。

もう一枚おめくりいただきまして、二ページの改正理由及び要旨にて説明をさせていただきます。

町長の給与については、平成十三年四月一日から給料月額の一〇%相当分を期末手当から減額しておりますが、平成二十

二年度から令和三年度までの間については、給料月額の一五%相当分を期末手当から減額しております。

令和四年度においても、引き続き給料月額の一五%相当分を期末手当から減額するため、令和四年十二月の期末手当を六

〇%減額しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 説明が終わりました。

議案第十四号については、五月二十五日開催の全員協議会で皆さんに協議をしていただいた案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに審議したいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

議案第十四号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十四号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十四号については、原案のとおり可決決定いたしました。

#### ◎議員派遣の件

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付の今後予定されている議員活動ですが、どれも重要な議会活動でございます。各自確認をしていただき、出席方についてよろしくお願い申し上げます。

お諮りします。議会議事規則第二百二十六条の規定により、この一覧表のとおり、会議や諸行事等に議員を派遣することに  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することを決定いたしました。

◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、付託議案外にかかる委員長報告をお願いします。

ない場合には、その場でなしと答えてください。

初めに、議会運営委員長。

〔議会運営委員長 中澤広夫君 登壇〕

○議会運営委員長（中澤広夫君） 付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきますと思います。

町当局より一般質問について、その内容の制限や時間制限を設けていただきたいとの要望がありました。

委員からは、町政に関わることが一般質問の本来の趣旨である。外れたような一般質問はするべきではない。ガイドラインをつくるべきではないか。言いたいことを言う場ではなく、聞きたいことを聞く場であるので、質問内容が定まっていなければならぬ。

一問一答方式が良いのではないか。一問五分以内が良いのではないか。答弁を含めて四十五分以内が良いのではないかなどの意見が出されましたが、議員全員がそろっていることから、この場で決めたほうが良いのではないかと意見が出され、即時にこの委員会を全員協議会に切替え、議論し討論いたしました。その結果、次回定例会より、一般質問は一問五分以内で行うことで申し送り事項に追加することといたしました。

以上、付託議案外にかかる委員長報告といたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） 総務観光常任委員会付託議案外に係る委員長報告を行います。

一、草津町ハザードマップについて。

草津町においてはこれまで、火山のハザードマップのみが整備されてきましたが、今回、草津町国土強靱化地域計画の策定に併せて、水害や地震などの自然災害に関わるハザードマップを新たに作成したとの報告が、当局からなされました。

自助・共助・公助の行動原則への意識づけを促し、町民の安全を確保するため、リーフレット等を用いて世帯回覧やホームページなどを活用し啓発していきたいとの説明がありました。

二、旧本町駐車場跡地の公園化に関するイメージ図について。

この案件については、前回の総務観光常任委員会の中で、委員から、模型ではなくイメージ図による説明をとの要望があったことから、今回イメージ図を用いて、当局から再度、本町駐車場跡地に係る整備内容の説明を受けたものであります。

委員からは、町花シャクナゲを含め、樹木の選定には力を入れてほしいなどの意見が活発に出され、当局からはモミジや桜などのシンボルツリーやツツジなどを植栽し、草津町らしい自然環境に配慮した公園化を実現したいとの説明がありました。

三、ふるさと納税とウクライナ支援の寄附について。

ふるさと納税の現状と、この寄附を活用したウクライナ支援への寄附金について説明がありました。当局が用意した資料を用いて、ふるさと納税を行う総経費とウクライナ支援としての寄附額の関連性について、前年比で一〇六%のふるさと納税を受けることができた場合、草津町の収納額はプラスに転じるとの説明でありました。

委員からは、公表の方法について、町ホームページ以外にも広く、適切に行ってほしいとの意見が出されました。

四、財政状況について。

当局からクロス表の資料を用いて、現在の草津町の財政状況について報告と説明がありました。

令和四年六月現在では、資金合計として約八十七億円であり、平成二十二年度の約二十八億円から五十九億円もの増加が見られていること。一方で、起債額は平成二十二年度に約七十六億円あったものが、現時点では約三十億円となっており、四十六億円もの改善が図られているとのこと、良好な財政状況にある旨の説明がありました。

五、草津から横手山ゴンドラ計画の試案に対する町の考え方について。

町長から、業界団体の長や業者が来庁し、草津から横手山へのゴンドラ整備計画の説明を受けたとのことで、町としての考え方が示されました。

説明に当たっては、建設整備に当たつてのシミュレーション資料が用いられ、建設費や投資回り、維持経費などを計算し、売上げが幾ら必要となるかという様々なパターンで検証がなされました。

この上で、当局からは、「建設自体に関して、民間で行うことに対して反対するものではない。しかし、町としては建設に関して一切関与をしない。」との説明が町長からなされました。

以上、付託議案外にかかる総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、民教土木常任委員長。

〔民教土木常任委員長 金丸勝利君 登壇〕

○民教土木常任委員長（金丸勝利君） 付託議案外にかかる委員長報告。

一、草津町一般廃棄物処理の現状と今後の検討資料。

当局より、草津町一般廃棄物処理の現状と今後の検討資料の提示があり、株式会社ウイズウエイストジャパンが運営する一般廃棄物最終処分場の新草津ウエイストパークが令和五年三月三十一日をもって埋立て業務を終了することから、今までは協定に基づき無償で草津町より搬出していた不燃ごみや瓶・缶・ペットボトルの資源ごみを、令和五年度当初より搬出を有償で委託を行う搬出先の検討を行っているとの報告がありました。

二、食材高騰による学校給食の影響について。

委員からは、食材高騰による学校給食の影響について質問が出され、当局からは、学校栄養職員が食材の選定などを工夫しているとの説明があり、町長からも、今後においても食材高騰に関係なく、学校給食について安定して供給できるように努めたいとの回答がなされました。

以上、付託議案外にかかる民教土木常任委員長の報告といたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、温泉温水対策特別委員長。

〔温泉温水対策特別委員長 宮崎謹一君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（宮崎謹一君） 温泉温水対策特別委員会から、付託議案外に係る委員長報告を申し上げます。

かねてより毎年研修を行ってまいりました。特に目的といたしましては、今、脱炭素化等で話題になっております問題の中で、地熱発電等々が非常に話題になっておりますが、地熱発電をやっているところ、そしてまたそれによって影響を受けた温泉地等々の視察を兼ね、観光地であります草津町でございますので、観光地の視察等々を行ってまいりましたが、昨年、一昨年とコロナまん延によります延期・中止を行うとなっておりましたが、本年、令和四年度につきましては、九月二十七日から二十九日の三日間、東北方面で計画をしたいということでございます。

これにつきましては、東北の東日本大震災に遭いました気仙沼市の大震災遺構であります伝承館の視察、また復興状況等の視察並びに地熱発電といたしましては、二十数年ぶりに日本でできました秋田県山葵沢地熱発電所の視察を行いたいという内容でございます。議員の皆さん方のご参加をよろしくお願いいたします。費用につきましては、もう既に一般会計の予算の関係で、盛り込まれた視察の費用、また議員の議会費として盛り込まれております視察研修費等々を利用し、また議員の皆さん方の個人負担も、皆さんの毎月の積立金の中から支出をしたいということでございます。よろしく申し上げます。また、なお、裏草津として地蔵地区の再開発が完成いたしました。それによりまして、大変お客様が地蔵地区に増えております。特に顔湯を地蔵地区に設置したということで、大変お客様の評判もよく、そしてまた、お客様に対する担当職員の方々の対応等々が非常に評判がいいというような発言もございました。より一層、地域の発展のために対応する、特に社員の皆さん方の一層の努力をお願いしたいという報告もありました。

以上でございます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、災害・経済対策特別委員長。

〔災害・経済対策特別委員長 宮崎公雄君 登壇〕

○災害・経済対策特別委員長（宮崎公雄君） それでは、災害・経済対策特別委員会から、付託議案外にかかる委員長報告を

申し上げます。

（一）草津白根山の状況についてであります。

現在、草津白根山の火山活動状況について、資料に基づき当局より説明がありました。

気象庁の直近の公表資料によると、湯釜付近の火山活動は静穏時の状況に戻る傾向にあるが、湯釜付近の熱水活動は引き続きやや高まっていると考えられ、警戒は引き続き必要であるという説明を受けました。

また、当局から四月、五月に行った白根山での避難訓練の報告と、現状の監視体制についても説明があり、五月三十日から白根山山頂駐車場の無料開放を開始した旨の報告を受けました。

各委員からは、散策可能な範囲の確認や避難道の状況や熊の出没状況の確認など、安全面についての質問が活発になされたほか、町と火山専門家との協議状況についても質問がなされました。

当局からは、気象庁をはじめ、町の火山防災アドバイザー等の連携を今後進め、白根山における安全対策について、しっかりと行っていきたいという説明がありました。

（二）経済対策についてでございます。

経済対策として実施している、草津温泉まち歩き共通クーポン券事業の状況について、資料に基づき当局より説明がありました。

委員からは、愛郷キャンペーンの県民割が全国に拡大した場合、これまでと同様、町内限定のクーポン券の発行ができるかなどの質問がありました。

当局からは、群馬県側と協議が必要であるが、草津町内で消費されるクーポンであり、経済喚起にもつながるため、町としても町内で流通できるクーポン事業を行っていきたいとの説明がありました。

以上、付託議案外にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員長 湯本晃久君 登壇〕

○議会改革特別委員長（湯本晃久君） 議会改革特別委員会付託議案外にかかる委員長報告を行います。

去る六月六日、草津町役場第一委員会室におきまして、出席委員十一名全員と議長出席の下、審議を行いました。

一、中学生議会について。

継続して審議してまいりました子ども議会ですが、去る五月二十日に、私と金丸副委員長、小林純一議員、議会事務局と教育長、教育委員会事務局並びに中学校の校長先生との間で行われた協議について報告し、その内容を踏まえて検討を行いました。

委員からは、子ども議会として進めていた内容を中学生議会として名称を変更したらどうかとの提案がなされ、検討した結果、中学生議会と変更することに決定し、中学三年生を対象とすることで意見がまとまりました。

また、事務局より、開催日の日程について学校側からの提案があり、令和四年十二月十三日火曜日に開催することで決定し、詳細な形式内容等については、引き続き協議していくこととなりました。

二、草津町議会議員定数について。

前回より引き続き検討を行い、前回、各委員から出された意見を基に協議を行いました。

この件は、令和元年の六月定例議会において、故後藤文雄議員らにより定数削減の発議が提出されたことが端緒であり、当委員会の審議内容の中でも、町民の皆様からの注目度が高い項目であります。

委員からは、特定の議員に役割が集中しないよう工夫すれば、十人で二つの常任委員会制を維持することが可能。

五名ずつの常任委員会二つでもいいと思う。定例会の閉会中審査をもっと活発化するべき。

定数が十一名以下となった場合、欠員が二名生じた際には、即座に補欠選挙を行う必要が生じる。その安全面を考慮する必要がある。

県内他町村との比較でも、住民数に対する議員数の比率は必ずしも高くはない。多岐にわたって町民の意見を聞くのはある程度人数が必要。

町民は十人にしたほうがよいという声が多い。町民の納得も必要。

多くの方の支持を集めた議員として議論を交わすことが大事で、少数の意見だけを取り上げるとおかしな問題が議会の中に出てきてしまう。

観光業でない若手・女性などいろいろなバックグラウンドを持つ方がいたほうがいい。定数が減れば、自分の出る幕はないとチャレンジしてこない方も出てしまう。

町民の方と話を決めていきたい。

議会改革ではなくて、議員改革を先にやるべきではないかななどの意見が出され、次回九月開催までの間に、各議員において町民の皆様に見解を聞いていただき、議論を継続していくこととなりました。

以上でございます。

○議長（黒岩 卓君） 以上で、付託議案外にかかる委員長報告を終了いたします。

暫時休憩いたします。

一時十分より再開いたします。

休 憩 午後零時五分

再 開 午後一時九分

○議長（黒岩 卓君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

## ◎一般質問

○議長（黒岩 卓君） 続いて、一般質問を行います。

◇ 湯本晃久君

○議長（黒岩 卓君） 初めに、八番、湯本晃久議員、どうぞ。

〔八番 湯本晃久君 登壇〕

○八番（湯本晃久君） 八番、湯本晃久、一般質問を行います。

多くの草津町民にとって、温泉地に住んでいることを最も身近に感じることができるのは、常に無料で気軽に入浴ができる共同浴場の存在です。常日頃、共同浴場を適切に管理運営され、また安全の維持に尽力をされている町当局、各地区の皆さんに、改めて深く敬意を表します。

最近、介護業務に携わっている方から「在宅介護を受けている方から、温泉に入りたいと言われることが多い。」との話を伺う機会がありました。子供の頃から共同浴場に通っていた方が、入浴介助を必要とする状況になられた場合に、従来利用していた男女別の共同浴場に着衣のヘルパーさんを伴って入浴するのははばかられる、通所介護の施設で入浴はできるが、そこにはなれ親しんだ草津の温泉はないといった内容でした。他の介護職の方にお話を伺っても、「その需要は確かにある。短時間の利用でいいので、介助を受けながら温泉に入れる施設があればありがたい。」とのお話でした。

この件について、例えば、既存の共同浴場で、スペース的に余裕のあるところがあれば、そこに介助入浴が可能な浴室を増設して、予約制、かつ介助者の立会いを前提として利用できるようにする、あるいは、既存の有料で貸切りが行われている入浴施設で、その利用料に介護保険を適用することができるようにする、あるいはそれに準じた低廉な料金での利用を認める、というようなことをご検討いただけないかと思いますが、いかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、湯本議員からの一般質問にお答えいたします。

要介護者の温泉利用についてということ、ご質問は、要介護者の温泉利用についての内容であります。

温泉は、草津住民にとって観光面はもとより、自らの生活においてかけがえのない支えとなっており、入浴習慣を持つ方々は温泉入浴をいつまでも続けたいという思いがあることは、十分認識しております。

ご質問の共同浴場あるいは有料の貸切り入浴施設において、浴室の増設もしくは予約制により、介護者同伴を条件に温泉入浴ができないかという点につきましては、総合的な見地から見た場合、現在の共同浴場の利用形態では、介護入浴とのすみ分けは相当難しいものがあると考えております。

一つには、共同浴場の利用状況を調査するとともに、地域住民の理解を得ることも大切であり、さらに、現状では浴場施設における脱衣場等の広さも十分ではなく、敷地の状況を考慮しても、すぐに拡張をするなどのスペースの確保は困難であると判断されます。

また、介護保険法におきましても、訪問入浴介護は、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護と規定されていることから、条件が満たされない状態で実施した場合には、保険給付費に算定することができないこととなっております。

しかしながら、湯本議員の質問にあるとおり、草津町にお住まいの皆様がいつまでも温泉に入りたいという気持ちは尊重しなければならぬと考えております。

そのため、地域福祉の観点から、自立者の支援として、介助者やボランティアの支援を受け、日中の利用が比較的少ない時間帯を利用し、現在の総合保健福祉センターに併設されている温泉浴場の利用や、このたび地蔵地区に設置をいたしました伝統湯地蔵などの公共施設を貸切りでできる時間を設定して活用するなどといった可能性について検討をいたします。何か法令上問題がないかという点について検討した中で可能とあるとするならば、前向きに取り組んでいきたいと、このように思っ

ております。

また老朽化等によって、今後共同浴場の建て替えや整備を実施する際に、介助浴についての実施可能性を含めた計画についても検討していきたいと思えます。

以上、答弁とします。

◇ 小林 純一 君

○議長（黒岩 卓君） 続いて、五番、小林純一議員、どうぞ。

〔五番 小林純一君 登壇〕

○五番（小林純一君） 五番、小林純一です。一般質問をさせていただきます。

草津小学校・中学校の公仕について。

現在、草津小学校・中学校の公仕について伺います。

前の公仕が退職後、二年以上の長期にわたり公仕が配置されておらず、軽度の修繕や雑務については学校の要請に応じ、教育委員会を通して人員を派遣する形となっています。群馬県教育委員会の関係もあり、単純にはいかな問題なのかもしませんが、草津町民の子供たちが通っている学校の環境保全や安全対策等を考えると、常駐する公仕が必要であると感じております。公仕の配置について、町としての見解を伺います。

一、吾妻郡内、群馬県内の小・中学校で公仕を配置していない学校は何校ほどあるのでしょうか。

二、公仕を配置せず、その代わりに、現在は必要に応じて人員の派遣という形をとっていますが、これは公仕を配置する必要があるという意図があったことなのでしょうか。必要がないとお考えでしたら、その理由をお聞かせください。

三、公仕が必要だが、人材が見つからないということであれば、町として候補者を募るなり、県の教育委員会に要望を提出するなりといった何らかの働きかけは行っているのでしょうか。

四、公仕がないことにより、子供たちの教育環境や安全はもろんのこと、学校の通常業務に支障が出ていたり、教員や職員の負担が増えたりしていないでしょうか。現場の声等がありましたら、把握している範囲でお答えください。

五、公仕不在に関係して事故等が起きた場合、責任についてどのようなようにお考えでしょうか。  
二つ目の質問です。

西吾妻福祉病院の産婦人科及び小児科の医療体制について。

西吾妻福祉病院では、産婦人科の診療が予約制で週に一日、小児科も週に一日の診療となっており、子供を産み育てるには医療面で不安を感じます。私の周りでも子供を産むために一時的に草津を離れたり、産んだ後も子育てが不安だからという理由で町を離れた方も見受けられます。令和元年の西吾妻福祉病院の新公立病院改革プランの概要を見ると、地域で産み育てるといった子育て支援に寄与するため産科を継続する。ただし、分娩は安心・安全な体制確保が困難なため休止すると書かれています。産科は続けるけれど産めないということですが、これでは出産を控えた女性が安心して受診できるはずがありません。

また、小児科についてですが、子供というのは急に熱を出したり、腹痛を訴えたりと予想がつきにくいものであり、週一日の診療では十分とは思えません。安心して子育てをするには、常に受診可能な体制が必要だと思います。

医療体制の問題については草津町に限った問題ではなく、また、草津町だけで対応できる問題ではありませんが、今のよくな状況が続けば、子供を産むために町を離れる、子育てをするために町を離れるということが常態化し、人口減少が加速するのではないかと不安を感じております。

この現状に対して、町としてどう考えているのでしょうか。

二つ目、今現在、町としてどのような取組を行っているのでしょうか。

三つ目、今後どう取り組んでいく方針なのでしょうか。プランがあればお答えください。

それから、三点目、草津テレビの配線等設備について伺います。

町内の各所で草津テレビのアンテナ線や保安器、分配器等、現在は使われていない設備が見受けられます。電線からぶら下がっていたり、外されたまま放置されたり、景観上の問題だけではなく、見ていて危険に感じるところもあります。本来、草津テレビの財産であり、管理責任は草津テレビにあることについては承知しておりますが、安全面を考えると、いつまでも放置しておくわけにはいかないと思います。町としてどうお考えかお聞かせください。

以上、三点です。よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、小林議員からの一般質問にお答えいたします。

草津小・中学校の公仕についてということですが、一点目の管内小・中学校における公仕に関する質問であります。が、県内・郡内の状況や公仕の必要性、県への働きかけや教員の負担増についてといったご質問に関しては、基本的には教育委員会の考え方に基づくものになりますので、後ほど教育長から答弁をさせます。

私からは、これらの質問の内容のうち、公仕不在に関係して学校事故が起きた場合の責任についてどのように考えているかという点について、お答えをしてみたいと思います。

この点については、学校の設置者は町でありますので、事故の具体例ごとに変りますが、施設や設備など設置者として町側に瑕疵があるとすれば、法律上、その責任は町となります。

ただし、運営管理上による場合には、町学校管理規則に基づき学校長がその責任を負うものと考えられますが、公仕と言われる学校用務員が安全管理の責任を負うような業務は、基本的にはないものと認識をしております。

二つ目の西吾妻福祉病院の産婦人科及び小児科の医療体制についてであります。

産婦人科及び小児科の医療体制に関する質問については、本件は、平成二十九年の厚生労働省による地域医療構想を踏まえた公的医療機関等二〇二五年プランによって、病院事業を設置する自治体が新公立病院改革プランを策定することとなり、

ご指摘のとおり、西吾妻福祉病院については、平成三十一年から医療提供体制に変更がなされたものであると認識しております。

この上でご質問に関してお答えをいたします。

まず、この現状に対して町はどう考えているのかという点でありますけれども、依然、吾妻郡内の医師の充足率や不足率は深刻な状態にあり、県内中央圏に、医師はもとより看護師、助産師等が集中しているという状況にあると認識しています。こうした現状に対して草津町として、県等に対して、産婦人科、小児科の充実を求めていくという考え方については、この先も変わりはありません。

次に、今現在、町としてどのような取組を行っているのかということではありますが、ご承知のとおり、私の政策理念として、子育て支援に関しては重要施策の一つとして取り組んでおり、こども園や学校の給食費の全額公費負担や高校生への就学費補助など、他市町村に勝るとも劣らない手厚い施策を講じています。

その一つとして、草津町では、妊娠中から育児までの切れ目のない支援を行うため、令和二年十二月に健康増進課に母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦への相談支援体制を強化しております。

そこで、ご質問の産婦人科の関係についてお答えをいたします。

母子手帳の交付から始まる妊婦の相談支援については、町保健師が対応し、病院の助産師との連携によって妊娠中の生活や出産、育児について妊産婦が安心できるよう、丁寧な相談支援を常に行っています。

また、西吾妻福祉病院では、分娩の取扱いは休止しておりますけれども、出産医療機関への分娩にかかる支援の移行が適切に行われるよう、緊急時に使用可能な個人カルテを作成するなど、妊産婦が安心・安全に分娩できるよう配慮と対応をしております。

さらに、出産後は産婦健診を実施し、産後鬱など、支援の必要性が把握された場合には、西吾妻福祉病院における産後ケア事業の利用へつなげ、助産師による育児のサポートや相談支援を実施してきております。

これらの事業を利用することによって、「心配していたことが相談できて安心した。」「母親が休養できる時間ができてよかった。」という意見が多く寄せられている状況にあると思います。

この産婦人科につきましては、以前から議会でも問題になり、私も本当にどうしたらいいんだろーうということで、前は西吾妻福祉病院に産婦人科があったんですけれども、医師不足、看護師不足ということでもなくなってしまったと。そして、日赤にもあったんですけれども、これも廃止になってしまったということで、ここが真空地帯になっていきますので、県やいろんなところに何とかこの吾妻郡内に産婦人科を再度設置してほしいということは、いろんな機関を通じて言っているんですけども、いかんせん、この医師不足、特に産婦人科の先生というのは不足しているという話があります。これは一般論として聞いていただきたいんですけれども、やはりその医師は、何かあったときに産婦人科の医師というのはすぐ法的に訴えられることがあるということも聞いておりますので、それが全てじゃないんでしょうけれども、いずれにいたしましても、本当に産婦人科の医師不足というのは深刻な問題であります。

私はそういう中で、伊香保かどこかで小さな軽四の中に、いざというときに妊婦が乗れるような車が救急車替わりにあるものはあるということ、西吾妻福祉病院の木村局長を呼びまして、そういうものが設置可能かどうか研究するようにと、あの手この手を考えたんですけれども、なかなかうまくいかないというのが実態で。本当に何と云っていいか、大変な問題だと思っております。

ただ、吾妻郡全体で協議したときに、誰か説明したときに、仮に吾妻郡に産婦人科があったとしても、利用するのは半分以上になるという回答をしていたんですよ。その理由は、やはりそのブランド志向というのがあるらしいんですよ。だから、そういう状態になったら、もう既に前橋、高崎の周辺で何らかの生活をして分娩に備えるということ、当時の担当者が言っております。だからって、もう事が済んだという意味じゃなくて、可能な限り、私もこの吾妻郡内に産婦人科ができることを期待しておりますけれども、本当に難しい問題であるということもご理解いただきたいと思います。

続きまして、小児科についてであります。

西吾妻福祉病院で、外部の医療機関の小児科の専門医師が週一回外来を開設しており、小児科の診療だけでなく、乳幼児の予防接種についても実施可能な体制となっております。草津町では年間六回実施している乳児健診に、西吾妻福祉病院から小児科の医師を派遣していただくなどの連携が図られております。

西吾妻福祉病院の小児科外来は週一回となりますが、発熱や体調不良の時の対応は実際には小児科医師が不在の際も診療を行っております。また、受診を迷う場合の対応については、電話相談窓口を周知し、緊急時の受診や夜間救急の連絡先についても、職員たちが自作で発行している草津町子育てガイドブック等で周知を行っております。

このように、町としてできる子育て支援を継続的に推進していき、町内医療機関との綿密な連携、そして、関係構成町村との連携を今後も深め、引き続き強化をしてまいりたいと考えております。

三点目の草津テレビ廃業に伴う電柱、配線の撤去についてであります。

本件につきましても、これまでも令和二年十二月定例会や昨年六月定例会に一般質問や委員会において、他の議員からも質問を受け、回答をさせていただいておりますが、ご指摘のとおり、令和元年五月に解散した草津テレビの廃業によって放置されている電柱や電線などについての管理責任は、あくまでも設置者が撤去義務を有することになりますので、基本的に町側では対応できないということが法的な前提となっております。

ただし、放置されたケーブルが町の占用許可を受けている場所や電力会社や通信会社などの電柱に設置されている場合もありますので、この場合は、電力会社等と相談して対応を検討してまいりたいと思っております。

町としての考え方についてというご質問であります。これまでも考え方を述べさせていただきましたように、地域住民の生活に危険を及ぼし、訪れるお客様の安全を脅かすものであると判断されたときには、安全措置として町が撤去を行うこともあります。実際に、昨年度は五か所程度のケーブル撤去を町として実施をいたしました。

ただし、撤去には多額の費用がかかることや、財産権の関係など、難しい法的な問題を含んでいるため、撤去や処分の全てを町が行っていくということは断言できません。状況によって対応していくことでもありますので、ご理解をいただ

きたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（黒岩 卓君） 教育長、どうぞ。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） 町長よりご指名をいただきましたので、小林議員からの一般質問についてお答えをさせていただきます。

草津小学校、中学校の公仕についてであります。公仕として在職していた職員は、令和二年度まで配置されておりました。学校長と教育委員会とで話し合った結果、町が派遣している学校支援員等で十分対応ができると判断され、現在では、公仕は配置をされておられません。

公仕不在の学校は当校のほか、郡内にはなく、県内には他に一校ございます。学校施設及び設備等を管理することは、草津町立小学校、中学校管理規則におきまして、学校長または学校職員が施設の維持管理に努めなければならないと規定されております。しかしながら、学校職員では補えないこともあるため、教育委員会職員と学校支援員とで校内の設備点検、修理、校外では見回りを行い、草刈りや通学路等の整備、冬期間においては除雪等を行っており、学校職員の負担軽減に努めておるところであります。

また、質問の中に、公仕は必要ないと考えているのか、教職員の負担増になっていないかななどの指摘がございますが、教育委員会と学校の話合いによりまして、特別な配慮を要する児童や生徒へのサポートとして、支援員を配置してほしいとの要望も優先度が高いということで、マイタウンティーチャーという教員免許を有した職員や複数人の学校支援員をそれぞれの学校に配置しております。この経費は全て町の財源であり、手厚い対策を講じられているものと認識しております。

公仕不在の事故の責任につきましては、当時、公仕が置かれていた時代において、公仕が担っていた業務を確認したところ、他者等に被害が及ぶ業務は想定をいたしております。さきの町長による答弁と重複いたしますが、仮に事故が発生し

た場合、事案にもよりますが、施設設置責任者である町長、または管理運営責任者である校長が、その責を担うこととなるということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

◇ 市川 祥 史 君

○議長（黒岩 卓君） 続いて、三番、市川祥史議員、どうぞ。

〔三番 市川祥史君 登壇〕

○三番（市川祥史君） 三番、市川祥史、一般質問をいたします。二つ、質問をさせていただきます。

観光地における喫煙場所とDX戦略の考察。

一、あるとき、青年部員より、草津町のたばこ税は幾らありますかという質問を受けました。道後温泉では、たばこ税を維持する、また路上喫煙、受動喫煙を鑑み喫煙場所を整理した事例を聞きました。世の中は健康志向が強まり、喫煙者の風当たりは強いですが、今なお喫煙率は五人に一人の割合がある。観光地において対応は様々だが、有馬温泉では加熱式たばこ専用の喫煙所を二か所設置するなど、喫煙マップ、ステッカー、電子たばこ専用などの喫煙場所を整理している観光地が多いように感じる。

草津町も街歩き範囲が広がり滞在時間が増えていく中、喫煙所の場所と路上喫煙禁止エリアを明示し、それぞれの喫煙所が利便性の高い場所にあり、存在場所も分かりやすくする。これで路上喫煙や受動喫煙を防止できるのであれば、観光客にとっても町民にとってもよいと考えるが、いかがでしょうか。

二、県より令和三年十一月に、ぐんまDX加速化プログラムが策定され、三年間で日本最先端クラスのデジタル県を目指す目標が掲げられた。最近では、ワクチン接種受付業務においてLINEアプリを用いて接種予約システムを構築し、かなり簡略化ができたことは記憶に新しい。

DXは多岐にわたるが、草津町においても防災・教育・福祉・行財政改革など活用できる事例が多く見受けられ、隣の長野原町がドコモと協力する内容は、草津町でも参考になると思われる。

今後のDXをどの程度考察しているか。また県と同調し進めていること、独自に進めていることがあればお示しください。以上になります。お願いします。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、市川祥史議員からの一般質問にお答えします。

一番の観光地における喫煙所についてであります。他県の温泉観光地での喫煙に関する取組事例を掲げていただきましたが、ご承知のとおり、平成十四年に、国民の健康の維持を目的として制定された健康増進法によって、公共施設をはじめ、あらゆる施設において禁煙や分煙の取組が加速しています。

また、平成三十年には同法の改正がなされ、望まない受動喫煙をなくすための規定が盛り込まれ、地方公共団体の責務として、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に進めることが規定されました。これらのことから、草津町が所とする公共施設、観光施設においても、分煙等の対策は必要不可欠な状況にあります。

市川議員のご指摘のとおり、私が進めてきたこれまでのまちづくり整備の効果として、多くの観光客が散策するスポットやまち歩きをする範囲が以前よりも格段に広がっていることから、喫煙所等の場所を必要とする方がいらつしやることは認識しております。

現状としましては、町のシンボルである湯畑において一か所、バスターミナルにおいては、二階と一階に各一か所の喫煙所を設けておりますが、これらとは逆に、西の河原や地蔵エリアにおいては、灰皿を撤去した経緯もございます。

また、健康増進法では、屋外の分煙施設においても、約三メートル程度の壁を設ける等の制限が含まれており、草津温泉のような観光地においては、その景観との調和が必要となります。

こうしたことから、町民やお客様の健康維持などの面において、慎重な対応が求められることについてご理解を願いたいと思います。

引き続き、町としてはニーズの把握と対応の方法などについて調査をしてまいり次第でございます。

あるたばこメーカーが草津に来まして、草津の販売所と一緒に来まして、湯畑に無煙たばこっていうんですか、その場所を設置したいと、向こうで絵を描いてきたんですけれども、具体的にやりますと、私の店の前のところにロータリーが標高の高さが、あそこに建物を造って、その中で喫煙をさせるという構想を持ってきたんですが、これについては受け入れられないと。なぜかという、私の町づくりは景色づくりという言葉を使います。見た瞬間に草津の景色が素敵だと言われるものをつくってきたつもりです。そういう中、たばこを吸わせるためにそこが景観を害するような設置の方法は認めることができないという中で、いろんな案があつたんです。今のセブイレブンの前の空いているところかどうか、それこそ市川議員のホテルの熱乃湯との間の一番奥のほうのところに設置したらどうだろうという具体的な話まで行ったんですけれども。

それと、西の河原の入り口のところ、入り口じゃなくて奥のほうのあずまやの奥辺りはどうかと、いろんな案があつたんですけれども、その後、そのメーカーは来なくなっちゃいました。かなり草津で設置しようとするのは難しいということもあるんだと思うんですけれども。

当然、私はもうたばこって昔から一回も吸ったことなくて、たばこの味も知らないんですけれども、多くの方がたばこを吸うことはまだ承知しておりますので、観光地としてどういう喫煙者と一般の人を区別するものが調和ができるかというものを今後も考えていきたいと思っておりますので、具体的にはそういう事例も出てきておりますので、その後メーカーのほうはどうするか全然来なくなっちゃったというのはあれなんですけれども、考えていきたいと思っております。

二点目のDX戦略について。デジタルトランスフォーメーションの関係であります。

DXとは、単にIT化することがこの変革ととらわれがちですが、国が令和二年十二月に閣議決定したデジタル・ガバメ

ント実行計画によれば、「デジタルの活用により、多様な幸せが実現できる社会を構築する」と、その趣旨が掲げられています。

また、市川議員のご質問のとおり、群馬県では昨年十一月に、ぐんまDX加速化プログラムが策定され、環境や森林、産業や観光、さらに健康や福祉、教育や防災などの各種の政策分野においてDX化を図り、県民の幸福度を向上させたいと考えております。

近隣町村の事例などについても取り上げていただいておりますが、国や県が示すように、DXを推進していくに当たっては、その手順としてDXの認識の共有・基礎的な共通理解を組織として行い、ビジョンと工程で構成する全体方針を決定していき、次に、実施していくための体制の構築が必要となります。

これらのことを踏まえ、草津町のDXの推進に係る基本的な考え方といたしましては、デジタル技術を用いて、いかに住民の利便性が図れるか、また、観光地という視点に立って、草津町に見合った防災や福祉、そして、経済などに視点を置いた全体方針をつくっていきたいと考えています。

そのための情報システムの標準化や共通化に関しては、国が示すスケジュールとして令和七年度までにという目標がありますので、計画策定期間の目安としては、群馬県や先進自治体の事例などの研究を行いながら、じっくりと検討していきたいと考えております。

また、それまでの間、並行して、現在取り組んでいるマイナンバーカードの普及促進や行政手続のオンライン化、特にセキュリティ対策の強化などについては順次進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

◇ 有坂 太宏 君

○議長（黒岩 卓君） 続いて、二番、有坂議員、どうぞ。

〔二番 有坂太宏君 登壇〕

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂太宏です。一般質問をさせていただきます。

まず、子供の医療費助成についてということで、草津町では、草津町福祉医療支援給に関する条例に基づき、今年度も中学生卒業までの医療費について公費負担をしていただき、無料化を継続していただいたことは評価させていただきます。昨年、十二月にも質問をしましたが、これを十八歳、つまり高校卒業までに拡充していただきたいと思います。また質問をさせていただきます。

現在県内では、十五市町村が十八歳までの医療費の助成を行っています。高校生の医療費は世代別に見ても医療費がかからないと言われていますが、前回の質問時に、対象年齢を十八歳までに引き上げた場合、年間で約二百三十七万円、ペナルティーが課せられるとのことでしたが、これ国保のみですが、社保・共済等を含めて検討をしていきたいという答弁をしていただいております。その後、試算等をしていただいたのか、お聞かせ願いたいと思います。

高校生が一年間にかかる教育費等が家庭への負担増加になっています。観光と福祉の町を政策として掲げておられる町長に、学生支援のためにまた、福祉医療の観点からも補助をお願いしたいと思います。ご検討のほどよろしく願います。

次に、吾妻郡ごみ処理場の進捗状況についてですが、今回、ごみの問題で三点お聞かせ願いたいと思います。

一つ目に、六月の総括質問でもお聞きしましたが、吾妻郡広域ごみ処理場が、その時点で町長の回答で、今年度に用地取得や測量・環境調査を行うと伺っています。ところが、先月当該地がやっと財務省へ移管したとの情報を得ました。当初の私が議員になってからの予定では、令和十年から十一年には稼働開始が想定されていましたが、今年の六月時点で、令和十二年から十三年と、二から三年遅れるとのことでした。現在の進捗状況をお聞きしたいと思います。

先日、上毛新聞の報道によると、群馬県のごみ排出量は全国ワースト六位、我が町のごみ排出量は、観光客が出すごみも算入され、県内でもワースト一とされています。草津町は観光の町であり、よいことにしろ、悪いことでも、新聞報道等々されてしまいます。クリーンセンターは老朽化が進み、毎年多額の維持管理費急派修理費に充てられています。私が議員になる前に、大規模な故障が発生し、成田市にごみ処理を依頼したというケースも発生したと伺っています。今後、約八年、

クリーンセンターで過去に起きた大規模な故障が発生してもおかしくはないと思います。今後このまま吾妻衛生施設組合による新ごみ処理施設の計画に町として協調していくのか、それとも町独自でごみ処理場を建設していくのか、考えをお聞かせください。

二つ目、先月、嬭恋村の議員より聞いた情報ですが、来年度より草津町のごみ焼却灰を長野原の古森の最終処分場に持ち込むことですが、このことに関して詳しい経緯をお聞かせください。

最後、三点目です。

ごみ収集車が運ばない、いわゆる粗大ごみです。現在は各個人で直接クリーンセンターに持込み処理していますが、我が町は、ご存じのように、高齢化により免許証を返上する方々が増えています。そのような方々は、個人でクリーンセンターに持ち込むことが不可能になっています。そこで、東京都など多くの都市や市町村が行っているごみ処理券の発行をしてはいかがでしょうか。役場やコンビニでごみ処理券を発行し、収集車はその発行券をごみに貼付されたものを運ぶ。終活などで、高齢者の方が布団等大型家具の処理をするには大変な労力がかかります。また、処理業者に頼むと高額の料金もかかっています。このごみ処理券をぜひご検討いただきたいと思います。

以上、よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、有坂議員からの一般質問にお答えします。

一点目の子供医療費助成についての質問でありますけれども、昨年十二月議会においても、同様の一般質問を受けております。

お尋ねのとおり、子供の医療費助成については、草津町福祉医療費支給に関する条例に基づいて支給しております。

ご質問の対象人数の試算についてありますが、草津町の十五歳までのお子さんの対象人数は現在約四百五十人で、一学

年当たり三十人、年間費用は一千万円となっており、一人当たりに換算しますと二十二万二千元となります。

昨年的一般質問に対する回答の際に、国保に関する福祉ペナルティーの件について触れましたが、要は、社保や共済等を含め、十八歳までの高校生の医療費助成を拡充した場合、草津町については、現時点での積算においては二百万円程度かかる見込みであります。

有坂議員の指摘には、「町長はこの世代の医療費が低いならやる必要がないと答弁する。」とされておりませんが、この点については、私の政策として、子育て支援については積極的に手だてを講じていることについて理解を求めたいと思います。

特に、高校生への支援につきましては、どの市町村も行っていない高校生への補助事業を平成二十七年度から継続的に実施しており、その額は年間四万円、全生徒に対して一〇〇%の支給率で、三か年で十二万円となります。これは、就学費や通学費のほか、家庭によっては医療費に充てることも可能であります。

これらのことを踏まえ、今後も保護者等からのニーズを把握しながら、前回と同様の回答となりますが、多角的な見地を持って、今後も医療費の助成については検討を継続していきたいと思えます。

続きまして、二点目の吾妻郡広域ごみ処理場計画の進捗状況についてであります。

吾妻環境施設衛生組合から、令和四年三月三十一日付で国土交通省から財務省に所管替えを行い、財務省において公共随契に向けた手続中であるとの報告を受けております。払下げのスケジュールについては、財務省が吾妻環境施設組合の要望書の提出、審査及びヒアリングの後、処分先が決定され、国有財産関東地方審議会を経て、価格決定の後に移管され、測量や環境アセスメントなどの実施が開始される予定であります。また、草津町のごみ排出量が県内でワーストワンであるとのご指摘ですが、一人一日当たりのごみ排出量の算定が、ごみ総排出量を定住人口で割っているため、観光人口が反映されておりません。逆にいえば、ごみ排出量が多いということは、お客様が多く訪れているというあかしにもなるわけでありませぬ。次に、吾妻環境施設組合による新ごみ処理場の計画に協調していくか、町独自でごみ処理施設を建設していくのかとの質問ですが、ごみ処理の広域化は人口減少等の社会情勢の変化や、エネルギーの効率化等の地球規模での環境問題によ

り、国の主導の下、群馬県が、群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープランを作成し、これに基づき、吾妻郡内の六か町村において協議を行い、吾妻環境施設組合である一部事務組合を設立したものであります。

これらを、仮に草津町が独自にごみ処理施設を建設するとなると、建設候補地の選定や様々な法律上の問題を解決していかなければなりません。また、町単独では資金調達も難しいものとなり、現在進めている吾妻環境衛生施設組合によるものが現実的であるということでもあります。

また、草津町から発生した焼却灰についてですが、草津町では独自に一般廃棄物の最終処分場を有していないため、現在は株式会社ウイズウエイストジャパンが運営する一般廃棄物最終処分場である新草津ウエイストパークに埋立て処分を協定に基づき搬入しており、この新草津ウエイストパークが令和五年三月三十一日をもって埋立て業務を終了することから、草津町から排出される焼却済みの処分先を検討しておりました。現在は、西吾妻環境衛生施設組合と焼却残渣の受入れについて協議を行っているところではありますが、西吾妻環境衛生施設組合の議会からは承認をいただいております。令和五年度当初から西吾妻環境衛生施設組合一般廃棄物最終処分場に搬入予定で進めております。また、将来は（仮称）吾妻郡クリーンセンターの焼却残渣も搬入予定であります。

最後に、粗大ごみの問題ですが、草津町では排出者本人が搬入するか、町許可の一般廃棄物収集運搬許可業者により、排出者から預かった粗大ごみを可燃ごみや不燃ごみに分けて搬入しております。草津町クリーンセンターには粗大ごみの保管場所がなく、また粗大ごみの解体等を行う職員も在籍しておりません。

ご指摘のように、西吾妻環境衛生センターでは、粗大ごみ用のシールを販売し回収を行っておりますが、この西吾妻環境衛生センターでは、粗大ごみ等の処理を行う職員が七名在籍していることであり、草津町で粗大ごみの受入れを行うためには、保管場所及び解体処理場の整備や職員の確保といったハードやソフト面の計画が必要となりますので、現在計画している吾妻の処理場の建設スケジュールを見据えながら、必要な施設確保が可能か、検討してまいります。

以上、答弁いたします。

◇ 金丸勝利君

○議長（黒岩 卓君） 続いて、六番、金丸勝利議員。

〔六番 金丸勝利君 登壇〕

○六番（金丸勝利君） 六番、金丸勝利です。一般質問をさせていただきます。

全国的に新型コロナウイルス感染拡大が収まらない中、大変な危機感を持ってワクチン接種体制や様々な対策にご尽力いただいている町長、そして、職員の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

今後求められるのは、安定したワクチン接種と治療薬の開発であります。

予防接種政策は、つらい人を助けるのではなく、つらい人を出さない政策だと思います。ワクチン接種は免疫をつけるためでありますが、完全に発症しないものでもありません。日頃の感染予防は必須だと思います。特に高齢者の発症抑制は重症化を防ぎ、結果として医療費抑制にもつながるものであります。三回目のワクチン接種の状況はどうでしょうか。また、現在、任意のワクチン接種で一部公費負担の助成はインフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンがあると思いますが、このコロナ禍の中、接種状況はどうでしたでしょうか。特に六十五歳の方限定の肺炎球菌ワクチン接種の機会を逃した方への対応はどうなっていますか。

日本は高齢化がさらに進み、昨年は過去最低の出生率となりました。今、加齢に伴う免疫低下により多く発症している感染症、带状疱疹があります。この感染症は五十歳以上の発症は六五・七％を占めており、八十歳以上で三人に一人がかかるといわれております。原因は過去にかかった水ぼうそうのウイルスが体内に潜伏し続け、免疫力が落ちると発症するという病気です。水ぼうそうは平成二十六年から一歳から三歳までにワクチンの定期接種となり、発症する子供は減少しております。発症すると焼けるような痛みと腫れが帯状に広がり、後遺症も多く、腫れが引いた後も痛みが残り、長期間にわたり苦しんでいる人もおります。

現在、五十歳以上の方の任意での带状疱疹ワクチンの接種が可能です。不活性ワクチンと、生ワクチンの二種類がありますが、接種には一万円から二万円ほどかかるようです。町として全額助成は厳しいとしても、一部でも公費助成で、一人でも多くのつらい人を出さない政策をお願いしたいと思います。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、金丸議員からの一般質問にお答えします。

まず、感染症対策についてですが、町のワクチン接種体制や対応実績について評価をいただきましたことについては、お礼を申し上げます。

これまでにお伝えさせていただきましたとおり、草津町では新型コロナウイルス感染症への対策については、町民、そして訪れるお客様の安全と安心を守るため、最重要課題として取り組んでまいりました。

その中の一つとして、保健センターにおいて実施したワクチン接種の事業は、行政報告において述べたとおり、三回目につきましては約四千六百人が接種し、八三・八%と高い接種率となりました。四回目接種の関係につきましても計画が出来次第、改めて町民の皆様へ周知をしていきたいと思っております。

金丸議員からの感染症全般に係るご質問ですが、まず自治体として取り組むべき感染症対策は、いわゆる感染症法の規定に基づき行われるものであり、同法第三条に地方公共団体の責務が規定されております。

ご質問の任意ワクチン接種となるインフルエンザワクチン接種、肺炎球菌予防接種の関係ですが、接種者は減少傾向となっております。具体的には、小児のインフルエンザワクチン接種については、令和二年度は三百四十八人で、令和三年度は二百三人と減少をいたしました。関連として、高齢者のインフルエンザワクチン接種は予防接種法に基づく定期接種となりますが、接種者数は令和二年度が千七百四十八人、令和三年度は千五百五十二人と、二百人ほど減少いたしました。

この背景には、高齢者については、令和二年度に群馬県が接種者に対する補助金を支給し、小児に関しては、町が独自にインフルエンザワクチン接種に要した費用を全額補助しましたが、令和三年度にはこれらの補助金がなかったため、減少したものと思われております。過去の高齢者の接種状況では、平成二十九年度には千三百二十一人の接種でありましたので、コロナ禍の影響による減少ではないものと分析しております。

肺炎球菌ワクチン接種についても、予防接種法に基づく定期接種となりますけれども、毎年該当する六十五歳接種者の接種率は五割程度で変化はなく、コロナ禍の影響は受けていないものと認識しております。

この予防接種の機会を逃した方への対応としては、七十歳からの五歳刻みで、一度も接種したことがないことが確認できれば接種が可能であるため、町からのお知らせで対象者には通知を発送させていただいております。このことについて広報等でも該当する年齢表を記載するなどの周知をまいります。

また、带状疱疹ワクチン接種についてのご質問ですが、現在、近隣町村等において公費助成を行っているところは把握できませんでしたが、議員の指摘のとおり、国立感染症研究所の公表データによると、五十歳以上の発症率は高く、八十歳以上では三人に一人が発症しているものと言われており、大変おつらい思いをされている方がいらっしゃるものと推測いたします。

今後、公費の助成については情報収集を行い、本当に必要とするならば、福祉をうたう町でありますから、前向きにまた検討をしてみたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（黒岩 卓君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は二時二十分の予定でお願いいたします。

休 憩 午後二時三分

再 開 午後二時二十分

○議長（黒岩 卓君） 休憩を閉じて再開いたします。

◇ 中 澤 康 治 君

○議長（黒岩 卓君） 次は、七番、中澤康治議員の一般質問ですが、質問の前に中澤康治議員に申し上げます。聞こえますか。

〔「聞こえます」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） ちょっと聞いてください。そもそも一般質問は、地方公共団体の事務範囲内の行政行為が対象となるものであり、国防、外交問題等、国の施策や近隣市町村等の他の地方公共団体固有の問題については、一般質問になじまないものとされています。議員自身が裁判を行っている係争中の事件については、議員の一身上の事件であり、地方自治法第百十七条の規定に基づき、除外対象となります。一般的には一般質問はできないと解されており、したがって、このたび令和四年六月六日付で提出された中澤康治議員の一般質問については、本質問通告書の取下げを勧告するほかなく、議長としてその旨を勧告いたします。

中澤議員におかれましては、その点をお含みいただき一般質問をしていただきますようお願い申し上げます。  
とにかくやります、一応、勧告はしましたので。

中澤康治議員、何か書類を置くときには、一応許可を得てください。先に言ってくださいね。

〔七番 中澤康治君 登壇〕

○七番（中澤康治君） パネルを置きます。今、注意を受けましたんですが、幸いか不幸か耳が聞こえませんが、一般質問をさせていただきます。

七番、中澤康治です。

私は、大きく二つ質問します。

一つは、二〇一五年一月八日の町長スケジュールの改ざん問題と百条委員会について。もう一つは、町長が本年三月十四日付で裁判所に提出した町長のカレンダーアプリの二〇一五年一月八日のスケジュールについてです。

まず、第一、二〇一五年一月八日の町長スケジュールの改ざん問題と百条委員会について。

町長は、電子書籍ライターと新井祥子さんと私を名誉棄損と提訴した裁判で、本年三月十四日付で前橋地裁に書面を提出しています。そこには、行政の監視機能を持つ議会として、それが町長スケジュールに「十時、新井町議来庁」とあったのが、今は削除されているという主張ですね。事実であれば放置できないと考えて、最も強力な百条調査権を発動したわけですからと書いています。

なぜ百条委員会が最も強力な調査権を持つのか、それは委員会に呼んだ関係者を証人とした場合、うそをつくると刑事罰があるからです。だから、証人の場合はうそがつけられないことになり、その証言は信用できるということです。

でも、こんなに最も強力なうそがつけられないようにするための百条委員会設置だったはずなのに、なぜでしょうか、全員証人ではなく、うそをつき放題の参考人にしかしていませんでした。どんなにうそをついても参考人には罰則がありません。まさに茶番でした。

①町長は、こんなうそをつき放題の参考人の証言で、世間に信用されると思っっているんですか。

②実際の当日の町長スケジュールには、テレ朝報道どおりに、これですね。前もって一時間の新井さんとの面談予定が入っていて、パソコンの履歴を調べられれば、いつ改ざんしたか、つまりテレ朝がはっきり報道した前もっての一時間の新井さんとの面談予定があったのを削除したことが簡単に証明されるので、やはりそれが怖くて証人にできなかったのではありませんか。

③私は改めて調べてみましたけれども、町長は二〇二二年六月十日、増田都子さんを代表として、ほか百四十一名が出した請願についての全員協議会において以下のように発言していますよ。「ここに秘書がいますけど、旧秘書がいますけれど

も、この事件が発覚したとき、この電子書籍を知ったのは二〇一九年十一月十六日と議会で発言していましたから、その日でしょう。真つ先に私のスケジュールはどうなっているか調べてくれと言ったら、秘書は、スケジュールのパソコンに十時、新井町議来庁は入っていませんと答えた」と。ところが、町長はテレ朝にインタビューされたときには、二〇一九年十二月三日に放送したんですから、同年十一月末だと思いますが、正確にはいつでしたか。町長は次のようにしか言っていませんでした。「新井さんと会った時間は十五分前後、年始ですからいろんな人が次々と私のところに挨拶に来るんですね。彼女に一時間もということはあり得ないです。」

二〇二一年六月議会、全協での発言がうそでなければ、この事件の起こった直後の二〇一九年十一月末のテレ朝インタビューのときに、「二〇一五年一月八日の町長スケジュールを調べたが、新井町議来庁はなかった」となぜ言わなかったんですか。事件発覚時にすぐ秘書にスケジュールを確かめたのが本当だったら、このテレ朝インタビューのときに、「すぐに秘書にスケジュールを調べさせたが、十時新井町議来庁なんてスケジュールには入っていませんでした。だから、彼女はアポなしで突然に来たはずだ」と言えたはずでしょう。なぜこのテレ朝インタビューのときには言わなかったんですか。

それどころか、「彼女に一時間もということはあり得ない」という発言からは、このときは町長スケジュールに「十時、新井町議来庁」となっていて、次が十一時、草津観光公社社長来庁となっていることを認めているということじゃないですか。町長スケジュールには一時間となっているけれども、いろんな人が挨拶に来るから十五分前後しか彼女には会っていないと、テレ朝インタビューで町長は言っているわけです。町長は、事件発覚直後、十一月二十五日に声明書なるものを出していますが、そこにも書いていたのは、「年始客がひっきりなしに来る。当日はそんな——性行為をするようなということですね——時間はとれるはずがない」ってだけです。二〇二一年六月議会の発言がうそでないなら、何でこの声明書に、事件発覚時に、すぐ秘書に私の二〇一五年一月八日のスケジュールを確かめさせたら、十時、新井町議来庁なんて入っていないかったので、彼女はアポなしで突然に来たのであると書き込まないんですか。すごく不自然ですね。

また、事件発覚後、初めての議会である二〇一九年十二月二日、全協での町長発言は議事録の十一ページにあります、

以下でした。「当日のスケジュールは十時十五分に、秘書の手帳には十時になっていたんですけども、私のパソコンスケジュールアプリの記録のほうは十時十五分が変わっていたというのにはよくあることなんですけれども、遅れてくる、何かの事情で十五分になっていました。そして、あなたが来たのが十時、確かにそのとおりで」、つまり事件発覚直後の二〇一九年十二月二日までは、町長は、二〇一五年一月八日の町長スケジュールに、新井町議来庁とあったことを認めていたんですよ。十時十五分という謎時間になっていますが、それは大して重要ではありません。町長は、二〇一五年一月八日の町長スケジュールに新井町議来庁とあったことを認めていたということ、事件発覚時に、すぐ秘書に、私の二〇一五年一月八日のスケジュールを確かめさせたら、「十時、新井町議来庁」なんて入っていませんでしたので、彼女はアポなしで突然に来たんだなんて一言も発言していないということを確認することが重要です。

それを言い出したのは、公には二〇二〇年一月十五日の「町長通信」からですね。平成二十七年一月八日のスケジュールを再調査としたところ、新井氏と二人だけでなく、町関係者が同席していたことが判明したと書いていた。ここでは、町長は期せずして本当のことを書いてしまった。再調査したということは、事件発覚直後、最初の調査があったというわけで、その最初の調査では、平成二十七年、二〇一五年ですね、一月八日のスケジュールには、「十時、新井町議来庁」と書いてあったということですよ。町長は、二〇一九年十二月十三日に、新井さんを名誉棄損とやらで告訴したときに、二〇一五年一月八日の日に新井町議来庁十と書いてある当時の福田信夫副町長の手帳を提出していますから、同年十二月二日の全協以後、どうしたら、この苦境から脱出できるかと計をめぐらせて、そうだ、彼女は福田信夫副町長にアポを取っていて、そのついでに副町長と一緒に来たことにしよう。当初から十五分ぐらいだったと言ってあるんだから、そうしよう。彼女は十時に副町長のところに来て懇談し、俺のところには十時十五分に来たことにしよう、町長スケジュールに入っていた「十時、新井町議来庁」は、二〇一九年十二月二日までは公表されてしまっていたが、なかったことにしてしまおうということ、十二月三日以後十二月十二日までの間に、秘書のパソコンはもちろん、部課長のそれぞれのパソコンに入っていたそれを削除させたんじゃないですか。だから、百条委員会では証人にはできなかつたのではないんですか。

④さて、二〇一九年十二月三日のテレ朝報道に関して、町長はずっと議会で、テレ朝がおもしろおかしくするためにでっち上げたんだ。二〇一五年一月八日の町長スケジュールには「十時、新井来庁」とあったなんて、テレ朝の捏造報道だという趣旨の発言をしていました。今度は裁判所に提出した証拠にまでそんなふうに書いています。さて、この町長の主張が事実なら、大変なことですよ。テレ朝が勝手に二〇一五年一月八日の町長スケジュールには「十時、新井来庁」とあったと捏造報道をしていたんなら、それは完全に町長に対する名誉棄損になります。町長は潔白の証拠として、彼女はアポなく突然副町長と一緒に来て、十五分ぐらいしかいなかったんだから、いかがわしいことはできないと主張していたんですよ。これは裏を返せば、彼女が前もってアポを取っていて一人で来て、一時間ぐらいあったら、町長は十分いかがわしいことができるということ、町長は認めるということになります。そうでしょう。それなら、このテレ朝報道は、彼女が前もってアポを取っていて、一人で来て一時間ぐらいあって、町長は十分いかがわしいことができるという証明になりますから、これがかでつち上げの捏造報道で完全なうそだとしたら、町長に対する大変な名誉棄損ではないですか。すぐに告訴・告発しなければいけませんよね。

あんなに訴訟好きで、今も私が不信任案を出したこと、増田都子さんたちの請願の紹介議員になったことを逆恨みしてスラップ訴訟をやっているし、しかも、私と増田さんに対する訴訟では、町民の税金を使ってやるなんて、町民はいい面の皮のとんでも暴挙をやっていますし、それでもさらに、私、新井さん、増田さん相手にもっととことん訴訟をやるつもりだって三月議会で公言しているにもかかわらず、何でテレ朝に対しては、今に至るも刑事告訴しないんですか。全くやる気なさそうですね。でもそれ、町長や議長、宮崎議員の持論でしょう、告訴・告発すれば、すぐにその主張がうそか本当か明らかになるといいます。それ、さんざん新井祥子さんや私に強要していたじゃないですか。何で町長はテレ朝を告訴しないんですか。何で議長や宮崎議員たちはテレ朝を告発しないんですか。

刑法第二百三十九条一項には、何人でも、犯罪があると思料するときは、告発することができるものとあることをもちろんご存じですよ。このテレ朝報道を告訴・告発できないということは、テレ朝のでっち上げだ、捏造だという町長の主張はう

そだということになるんですよ、あなたの主張によればね。そうでしょう、町長。あたなはすぐにテレ朝を捏造報道による名誉棄損で告訴すべきだと思いますが、どうですか。私のようなしがたない地方議員や、増田さんや新井さんのような一市民なら、貧乏で弱そうだから幾らでもスラップ（恫喝）訴訟をやってやるけれども、テレ朝のような大テレビ局は怖いんですか。二〇一九年十二月三日のテレ朝報道はでっち上げだ、捏造だとあくまでも主張するなら、それがうそでないという証拠に、テレ朝を刑事告訴することができはるはずですよ。刑事告訴できなければ、その主張はうそになるということが、あなたの持論のほうですかからね。

ついでに言っておきますが、新井さんは町長を強制わいせつで告訴しました。あなたや議長、宮崎議員の主張からすると、新井さんの主張はうそでなかったと認めるしかありませんよね。ところが町長は、本年一月十二日付で、「町民の皆様へ」で、「不起訴が決定された。すなわち黒岩は黒でなく白である」のところに町長はアンダーラインを引き、強調して書いていました。一般的日本語では、黒・有罪、白・無罪というわけですから、これは黒岩を、新井は性犯罪者と主張するが、前橋地検は黒・有罪ではなく、白・無罪だと証明してくれたと書いてあるわけですね。でも、黒イコール有罪か、白イコール無罪かかは、町長も、無罪、有罪の宣告するのは検察庁ではなく裁判所であると書いておられます。事実不起訴、つまり前橋地検は裁判に訴えなかつたわけですから、町長は白イコール無罪とも黒イコール有罪とも決められない、白とは言えない、黒ともいえない、黒とは言えないが、白とも言えないという宙ぶらりんの状態なわけです。ですから、不起訴が決定された。すなわち黒岩は黒でなく白であるなんて、全くあり得ない誤りで、真っ赤なうそ、フェイクです。町長は、町民なら簡単にだませるとでも思っているんですか。

もちろん、不起訴と決定して、犯罪事実はなかつたと胸を張れる場合もあります。でも、その場合は嫌疑なしで不起訴なんです。町長、あなたは嫌疑なしで不起訴ではなく、嫌疑不十分で不起訴なんです。黒かもしれないが、そう決定するには証拠が不十分だというだけです。ネットでもすぐに出てきますよ、嫌疑不十分で不起訴の場合は、不起訴処分の中でも捜査の結果、被疑者が犯罪をした疑いは残るものの、裁判で有罪とするほどの証拠はないという場合を言います。さつき

も言いましたが、つまり、黒かもしれないが、そう決定するには証拠が不十分である。なので起訴して裁判するところまでは持つていけないと、検察は判断したのです。

さらに、この「町民の皆様へ」の中には、あきれるほどの真っ赤なうそ、フェイクがもう一つあります。町長は、犯罪容疑者として前歴がつく場合を三つ書いていました。①前歴がつくのは警察、検察から捜査を受けた時点。②前歴がつくのは捜査機関から逮捕され、被疑者として捜査対象になった場合。③逮捕され被疑者として捜査の対象になり、不起訴処分になった場合に前歴がつく。よくまあ、こんなうそ、フェイクが町民に公表できるものですね。ネットで簡単に検索することもあなたはやらないんですか。

監修者・荻原達成也代表弁護士さんによると、以下のように明記されています。

前歴とは、前科との違いや日常生活、就職などへの影響について解説が出てきます。

前歴とは、警察・検察庁といった捜査機関から犯罪の容疑をかけられて、捜査の対象になった経歴を指す用語です。逮捕された、逮捕されていないといった点は関係なく、事件を起こして警察沙汰になったものの、被害者に許してもらえて嚴重注意で済まされた場合や、送致を受けた検察官が不起訴処分を下した場合などでは、前歴ありとなります。

町長、あなたは立派に強制わいせつ罪という犯罪の容疑をかけられて、逮捕された・逮捕されていないといった点は関係なく、捜査の対象になった経歴、つまり前歴を持つたのです。町長が高くかつて、議会でも取り上げていましたが、伊藤詩織さんの事件でも、準強制性交容疑の山本敬之さんは、町長と同じく嫌疑不十分で不起訴となっています。でも、彼は不起訴となったから黒ではなく白であるとか、逮捕されていないから犯罪容疑者としての前歴はつかないなんて、真っ赤なうそ、フェイクはさすがに主張したことはありません。法律をよく知っているからでしょう。あなたの法律知識は知ったかぶりにすぎなかったんですか。それとも、知っているけれども、町民ならだませると思ったんですか。次回、「町民の皆様へ」は、一月十二日付でうそ、フェイクを書いたことを町民に謝罪すべきではないですか。お答え願います。

あと、つけ加えれば、あなたは三月議会で、新井さんの弁護士団が辞任したことをうれしそうに語っていましたが、新井さ

んがなぜ時効ぎりぎりまで告訴できなかったかというところ、この今は辞任した弁護士から強く「告訴するな」と抑えられていたからですよ。新井さんは、それは公表するわけにはいかなかったもので、私も、つい最近までこのことは知りませんでした。だから、弁護団の主な辞任理由は、告訴しないようにとずっと言ってきたのに告訴したということです。でも、新井さんは、このまま告訴せず時効にさせてしまえば、刑法的には町長の性犯罪は存在しなかったことを自分自身が認めることになる、それは絶対にできない。あったことはなかったことにはできないということ、弁護士とは別の弁護士さんに頼んで告訴したんです。もう証拠は隠滅されているだろうし、不起訴は覚悟の上でしたが、町長の性犯罪容疑者としての前歴が永遠に前橋地検のファイルに残せることになったことで、彼女は満足していますし、新しい弁護士さんを得て張り切っています。

では、第二の、町長が同じく本年三月十四日付で裁判所に出した町長のカレンダーアプリの二〇一五年一月八日のスケジュールについて質問します。

①あなたは、二〇二一年九月六日の全協で、こう発言していました。秘書に対して、当時、新井氏との携帯の履歴というか、携帯番号そのものを交換したかと聞いたら、ないということなんです。だから、それはないという判断をしたんですね。だから、どうしてかというところ、今言ったように、あの、私が以前の議会であえて発言している、さっき挙げた事件発覚直後の二〇一九年十二月二日、全協での町長発言「当日のスケジュールは十時十五分に、秘書の手帳には十時になっていたんですけれども、私の（これは町長のパソコンのスケジュールアプリの記録）のほうは十時十五分に変わっていたんですよ」のことですね。なぜかというところ、秘書の手帳も私のスケジュールアプリの記録も警察に出ていますし、全て裁判所にも出ますから。そういう中で、何でそうなったんだろうということ、十時十五分ほどにというのは、やっぱり自分でどこかで記憶にあったんだと思うんですけれども、そういう意味で、十時じゃなくて十五分に新井は来た。

また、副町長はこう言っていました。「もう一つが、二〇一九年十二月二日の全員協議会の議事録の中の十時と十時十五分、手帳の管理ということでしょうか。こちらにつきましては、ま、今回の記述の中で、秘書の手帳には十時、町長の管理のスケジュールアプリのほうでは十時十五分になっているよ、ということでございますけれども、これは秘書が手帳に記述

したと、それから町長のほうがスケジュールアプリに記録したということ」と。つまり、町長は二〇一九年十二月二日の議会で、副町長は二〇二一年九月六日の議会で、二人とも、町長が管理するパソコンに入れているスケジュールアプリを確認して、町長が管理している町長自身のスケジュールアプリの二〇一五年一月八日には、新井さんが十時十五分に町長室に來たと記録していたと明言していたわけですよ。

ところが、ところが、本年三月十四日付で町長が裁判所に提出した、このスケジュールアプリでは、二〇一五年一月八日のところには、何と驚いたことに、ないんですよ。見てください。町長が言うところの二〇一五年一月八日、当日のスケジュールは十時十五分に新井さんが町長室に來た。私のパソコンのスケジュールアプリの記録のほうは十時十五分、副町長が言うところの町長の管理のパソコンのスケジュールアプリの記録のほうでは、新井さんが來たのは十時十五分になっている。町長のほうが自分のスケジュールに記録したということと、この上なくはつきり議会で発言しているのに、本年三月十四日に町長が裁判所に出した町長の管理するパソコンのスケジュールアプリには、これ、このとおり、新井祥子十時十五分の記録が、影も形もない。品木ダム所九時十五分、長井英二十一時しかない。こんなふうですね。見てください。

町長、これはどういうことですか。あなたは議会で真っ赤なうそをついていたんですか。副町長も議会で真っ赤なうそをついていたということですか。それとも二人の議会発言のほうが本場で、裁判所に提出した、これがうそなんですか、どっちですか。議会発言の町長のパソコンのスケジュールアプリには、二〇一五年一月八日のスケジュールに、新井祥子十時十五分という記録があったという発言のほうが本場で、裁判所には、このスケジュールアプリを削除・改ざんして、一月八日新井祥子十時十五分という記録はなかったと、うその証拠を提出したんですか。どちらかがうそなんですよね。町長のパソコンのスケジュールアプリには、議会で発言したように、二〇一五年一月八日の項目に新井祥子十時十五分という記録があったのか、裁判所に提出したように、二〇一五年一月八日の項目に、新井祥子十時十五分という記録はなかったのか。あったのかなかったのか、どちらも本場だということは成り立たないんですから、どちらかがうそで、どちらかが本場のことで。町長、小細工をして自分の首を絞めてしまったんではありませんか。町長、はつきりとお答え願います。

②また、あなたは同じく本年三月十四日付で裁判所に提出した証拠の中に、二〇一五年一月八日の新井さんとの面談について、新井さんが当初、秘書にアポイントをとったことを前提としていたのですが、ある時期からそれを、宴席で町長からアポイントをとったという内容に変遷させました。しかし、また秘書にアポイントをとったと主張を二転三転させていますと記載しました。これは彼女がうそつきの証拠だと。しかし、まあ、さっきのスケジュールアプリのうそについてもそうですが、すぐばれるうそをついて、よく平気ですね、感心します。裁判官だって簡単にだませると思っっているんですかね。

新井さんが秘書にアポイントをとったと主張したという証拠を一つでも挙げられますか。ぜひぜひ挙げてください。そんな主張は、彼女はただの一度もしていません。それは、あなた自身、はっきりと知っているはずですよ。なぜなら、先ほど挙げましたが、あなた自身が、二〇二一年九月六日の全協でこう発言しているじゃありませんか。自分の発言も覚えていないんですか。

秘書に対して、当時、新井氏との携帯の履歴というか、携帯番号そのものを交換したかと聞いたら、ないということ。新井さんは秘書の携帯番号なんて知らないんですよ。それを、あなたは知っている。それで、どうやって新井さんが秘書にアポイントを取ることができんですか。彼女は直接に秘書のところに行って、秘書にアポイントをとったんですか。秘書が一度でもそう言ったんですか。秘書はそんなことは一度も言っていないですよ。もちろん、彼女は一度も秘書にアポイントを取ったなんて主張をしたことはありません。そんな主張は一度もしたことがないので、当然の結果ですが、主張を変遷させることなどあり得ないことです。これこそブローメランで、町長はうそつきだという証拠になってしまったのではないんですか。

あなたは、この点でも裁判所に彼女が主張したこともないことを主張したとうそを書いて提出したんですから、あきれます。裁判官はあなたの期待どおりにだまされてくれるんでしょうかね。あなたが議会で明言したように、秘書の手帳には、新井さんの来庁が十時になっていたのなら、それは、あなたが前もって新井さんからのアポイント要請に応え、秘書に対して、新井さんが一月八日の十時に来るから、町長のスケジュールに入れておいてくださいと指示したからにはかならないで

しよう。そして秘書は忠実に手帳に書き入れ、全部課長のパソコンに入る町長スケジュールに入れたのです。町長から言われもしないのに、また新井さんから聞いたこともないのに、秘書が勝手に想像して、手帳に「十時、新井来庁」なんて書いてありますか。あり得ないことですね。

あなたは、こころの弥縫策として、秘書が後から手帳に書き入れたんだなんていう趣旨の発言を議会ですべてしていますが、新井さんの当日の録音テープから、彼女は副町長室などには寄らず、秘書のいる部屋になぞ寄らず、真つすぐに町長室に向かい、九時五十三分頃に閉まっているドアをノックし、入室してドアを閉めています。秘書が何で後から「新井さんが十時に来庁した」など、うそを書かなければならないんですか。全く合理性・整合性がありません。

事実は、さっき言ったように、あなたが前もって新井さんからのアポイントを受入れ、秘書に対して、「新井さんが一月八日の十時に来るから、町長スケジュールに入れておいてください」と指示したので、秘書は忠実に手帳に書き入れ、その後、全部課長のパソコンに入る町長のスケジュールに入れたということではありませんか。

そして、その町長スケジュールの「十時、新井町議来庁」は、二〇一九年十二月二日議会までは、まだ他のスケジュールと同じように、秘密でも何でもなく公開されていたはずですよ。だから、それをテレ朝は受取り、あなたにもインタビューした上で、二〇一九年十二月三日に報道したのです。そのために、訴訟大好き人間のあなたでも、さすがにテレ朝は告訴できないということではないのですか。お答えください。

最後に聞きます。

あなたは、去年の六月議会に提出された「二〇年十二月黒岩卓議長の不適切発言及び二一年一月二十一日付「通知書」の誤謬を議会広報誌に掲載することに関する請願書」代表者の増田都子さんと紹介議員である私を、「草津町に対する名誉棄損」とし、原告を草津町と名のつて町民の税金を使って提訴しました。そこで、私が三月議会で、この裁判で敗訴した場合、費用を町に返還するかと質問しましたが、回答しませんでした。五月三十日に第一回法廷が開かれましたが、私は、あなたは間違いなく負けると自信を持っています。反社会集団の言いがかりのようなもので、「二〇二一年六月議会請願の結果、

セカンドレイプの町草津」という悪評が何十万件とネットに出た。草津町に対する名誉棄損だなんて、何の証拠も挙げられないでたらめもいいところですからね、提訴自体が不法行為です。あなたは日本語読解能力には問題があるんじゃないかと思えますね。この請願のどこに草津町全体を批判した部分がありますか。全くない。ゼロです。この請願のどこにも、草津町全体を挙げた部分はないし、草津町住民全体に言及した文言もありません。

この請願は、ただ「性暴力があったかなかったか、住民投票の多数決で決まる」なんて、常識を欠く議長のとんでも発言批判と、新井さんに対する議長の告訴強要通知はセカンドレイプの見本のようなもので、セカンドレイプの町の汚名を拡散するのに貢献するだけであって、こういうセカンドレイプ行為を続ける限り、この汚名をすすぐことはできないんだから、やめなさいよ。その誤りを認めて謝罪しなさいよというものです。どこに草津町住民批判をしている文言がありますか。あなたは町民の税金、つまり公金を使ってこんな不法行為の乱訴を行ったのですから、敗訴した場合は、その金額全額を町に返還すべきと思います。敗訴の場合は、当然返還しますと、はっきり回答できますよね。

また、この訴状では、町長が個人で訴えるのではなく、草津町として訴える根本原因として、甲三号証を挙げました。二〇二二年一月十五日及び一月二十五日の二回にわたりとして、「ネット上にセカンドレイプの町草津温泉には行かない等の書き込みによる誹謗中傷を受け、憂慮している。ダメージを受けている町経済に対する速やかな対策の実行を請願いたします」と、請願趣旨を記載しています。しかし、法廷では、私たちの弁護士の追及により、この二〇二二年の西暦年はうそで、草津町顧問弁護士の吉野氏は、二〇二一年と訂正しました。みつともないですね。甲三号証には平成三年と記載されています。草津町としての訴状作成に当たって、町長も、吉野弁護士は群馬弁護士会長ですよね。二人とも西暦換算ができなかつたんですか。草津町の恥ですよ。

また、これに続けて訴状には、「これを受けて原告は、」、つまり二〇二一年の甲三号請願を受けて、町民の税金を使つてということですよ、三十三万円を町民の税金から支払っていましたけれども、民間調査会社に対して現状調査を依頼して、そして同年一月二十日付でセカンドレイプの町という語彙をグーグル検索の結果では、三十五万五千件が該当したと報

告があつたと記載されています。法廷ではまた、私たちの弁護士の追及により、同年ではなく、一年後の二〇二二年、つまり今年の一月であると、草津町代理人、吉野弁護士は訂正しました。みっともないですね。

さて、町長、どうして訴状という非常に重大な文書に、こんな根本のところでの西暦換算の誤りや、調査会社に依頼した年を誤って記載して裁判所に提出したんですか。吉野弁護士と一緒に訴状を作成したんでしょう、裁判所に提出する前に読んでみましょう。裁判所をだますつもりだったんですか。草津の恥ですよ、法廷でこんな醜態をさらすなんて。

で、聞きます。甲三号証は速やかな対策の実行をお願いいたしますとして採択されたんですが、一年後が「速やか」ですか。二〇二一年一月と二月に、この請願が採択されてからも、一年間、町長は何も対策を取らないでいて、一年後になって民間調査会社に調査を依頼したのは、なぜなんですか。

さて、町長、あなたはこの間の全協でも真つ赤なうそをつきました。あなたが被告として増田都子さんと土野信子さんから請願平等権の侵害と提訴された件ですが、訴えを取り下げたと明言しましたが、これはうそ、フェイクです。取り下げたのは「略」とされた、「ハーモニーへの請願趣旨、掲載」請求部分だけです。つまり、一部取下げただけです。何しろ税金を使つて裁判できる町長と違って、彼らは年金生活者で、その請求を入れると、被告居住地の管轄裁判所、前橋地検まで出なければならず、経済的負担が大きい。でも、訴訟自体は全く取り下げていませんよ。取り下げたいというあなたの願望から発した発言かもしれませんが、この発言も明確に誤っていますので、みっともないのは町長のほうではないですか。町長の口から訂正する必要があると思います。いかがですか。

以上で私の質問を終わりますが、町長、これらの質問にごまかすことなく、明快なる答弁をお願いいたします。  
以上です。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） まあ、よくもとうとうと、うそ、支離滅裂、下劣、法律違反の一般質問をするものだとかき返って

おります。自分で読んでいて、恥かしさを感じないですか、みじめさというのを、あなた感じないですか。こんな一般質問して。そんなことをあなたに言っても無駄かもしれません。あなたには、以前から何度も、議会というところは法律で動くところだということを述べていたにもかかわらず……何、帰り支度しているんですか、聞きなさいよ、人の話を。

今の一般質問も、不法行為を構成しますよ。新たな提訴のもとになるかもしれないですよ。人をうそつき呼ばわり、議会を小ばかにする。まず、法令関係を言ってみましょうか。

さつきも議長が言ったように、地方自治法の第百七十七条、このように書かれています。普通公共団体の議会の議長及び議員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの従事する業務に直接の利害関係のある事件について、その議事に参加することができない。つまり、あなた除斥なんですよ。こういう議会のルールに関して、議員自身が裁判を行っている係争中の事件についての一般質問ができるか否か。この場合は、議員自身が裁判を行っている係争中の事件について。他の議員が人のことですよ。他の議員が一般質問ができるか、また裁判終結後なら可能かという設問ですよ。自分のことじゃなくて、あなた以外の議員が係争していた、そうしたら、その質問をあなたができるか否かという、そういう意味ですよ、分かりますか。

不可能である。裁判が続いていようが、終わってしまいが、議員に関する一身上の事件であり、地方自治法、今述べた第十七条に基づき、除斥の対象になる。あなたはここでその発言、今の発言ができないということ、法律が明確に書いてある。それを冒頭、議長が忠告したにもかかわらず、耳が遠いことをいいこと幸いに、失礼な文言、言葉を言いながらここへ上がってきた。あなたには法律という言葉は通用しないのか否か、恐ろしい人間であると。

それと、こういう設問がある。質問時間はどのくらいが適当かというものがある。質問時間が長く、これに対して回答者は、質問時間が長くなると、それに伴い答弁も長くなり、その結果、一日に質問ができる議員が少なくなる。質問日数が結果として長くなる。質問時間が長い場合の弊害は、執行機関に対する批判・監視の機能を果たす質問戦が、質問議員と執行機関との間のキャッチボールにすぎなくなり、他の議員の関心が低下することです。また、傍聴席にとっても、質問事項と

答弁内容の時間が、距離が長くなり、理解が困難になります。あなたの言っていること、私も全然理解できない。誰一人理解できているかどうか分からない。

一人当たりの質問時間をどのぐらいにするかは、その議会で申し合わせることになるけれども、一般論で言えば二十分程度が限界であるという解釈があるということなんです。だから、法律上、あなたは、今の内容はここでは一般質問できない、違法の一般質問である。分かりますか。議長が忠告したでしょう。

一般質問というのは、行政の一般事務について行うものであり、他の町村や直接関係ない町の業務に対して行うものではないということです。勘違いも甚だしい。このような一般質問を、私は見たことも聞いたこともない。今の内容は侮辱罪になりかねない。失礼極まりない質問に、まともに答えるつもりはない。私が一々答えたら、私のレベルまで低くなるということ。です。

日テレの時間の問題のフリップを出したけれども、

〔発言する者あり〕

○町長（黒岩信忠君） テレ朝、何であなたが言うのよ、どこのテレビ局も関係ない。当時、物すごいテレビ局がここへ入った、何社も。誰がどこか分からない。それに対して答えていたことは記憶にあります。それを一々、一々、十分、十五分違っていたから、それが違法だから裁判起こしなさい、そんなこと言うほうがめっちゃやです。世界のマスコミに流れたんです、これは。じゃ、それをみんな訴えろというんですか、そんなことは大きなお世話。あなたに言われる筋合いはない。

○議長（黒岩 卓君） 傍聴席、静かにしてください。

○町長（黒岩信忠君） これだけは言っておきます。新井氏と平成二十七年一月八日ですか、町長室で会ったということは最初から認めているじゃないですか。十時から十一時の間という言い方で。十五分と言ったのは、どこかのその時間内という意味で言ったんで、私が会っていないというならば、あなた方が主張するのは意味が分かる。突然、電子書籍に載せられて世界に発信されたとき、その事件は既に五年たっていた。一か月前のことを思い出すのが大変なのに、五年前の十時から

十一時の間の何分を明確に言える人がいますか。だから、会っていたと認めているじゃないですか。

そして、私が職員に命じて改ざんをさせた。何、そこに、あなたは現場にいたんですか。それから、新井氏が何言った、こうに言った、あなたはそこで立ち会ったんですか。もう全て推測、失礼極まりない。何で新井祥子氏の、根っこは私と新井祥子の問題でしょう、それをあなたが何で解説するんですか。そこにいたんですか。見てきたよううそをつく。あなたの言っているのはうそ、デマ、作り話、推測、それにすぎないということですよ。

それと、今何だか分かりますか、本会議ですよ。新井氏との問題は本会議では一度もやったことはない。全員協議会に切り替えて、ここに私もいろいろ出して議論した。そうしたら、あなた何て言いました、そんなことは議会でやることじゃない、新井氏とのやり取りを聞いていて。そういう問題は裁判所でやってくれと言ったじゃないですか。忘れたんですか、あなた。自分はいいんですか、自分は治外法権なんですか。身勝手というか、何を考えているか分からない。自分のことになればどれほど、新井祥子氏とあなたの関係知らないけれども、議会で持ち込んできて、とうとうとんでもない時間を取っている。今うちの職員を退席させているのは、もう時間が分かっていたんで、議会との約束事で職員を配属をいつもしていますけれども、議長の要請を受けてということ、いなくていいんです、なぜかと、こんなくだらない問題を、うちの職員を一時間もそろえておくことが業務に差しさわりが出る。全て作り話、推測。だから、今の問題は裁判所にそっくり出しなさいよ、あなたの一般質問を。裁判所でああなたが主張すればいいということです。何でここで主張するんですか。

増田氏のあれを全部取り下げだと一度も言っていない。一部取り下げたと言ったでしょう。広報に掲載するものについては取り下げてきた。みっともないね、一回も裁判しないうちから主張の一部取下げなんて、聞いたこともない。全部取り下げたって誰が言いました、証拠出しなさいよ。

ですから何度も言う。今の一般質問は裁判所に出すべきです。そこで争えばいいでしょう、それほど新井さんのことを思うなら。何で新井氏を書いて出さないんですか、裁判所に、その今言ったことを。裁判所は取り合わない、そんな話。推測、何の証拠もない。いいですか、裁判になって何年にもなりますけれども、何一つ新井祥子氏は、自分が刑法の強制わいせつ

罪、強制性交等罪、証拠を何一つ出していない。裁判のルールは、100%新井氏が、あなた方が証明する責任がある。その証拠を出さないよ、議会でそんなこと言っていないで。

私は議員時代、二つの名誉棄損事件で最高裁まで争いました。二つとも勝訴をしました。これは相手から理不尽な言いばかり、つまり言い方を変えると、けんかを仕掛けられたものであります。私、黒岩とうちの一族の名誉を守るために闘わざるを得なかった。だから今回も闘わざるを得なかった。現職町長が町長室で朝の十時から十一時の間に性的交渉をしたと世界に発信されて、傍観する人がいますか。闘わざるを得ないでしょう。

しかしながら、私は一度も自分からけんかを仕掛けたことはない。売られたけんかは、言葉悪いけれども、こういう状態のときには買わざるを得ない。そして、そういう決意をするならば、覚悟を持ってすべきですよ。だから、次から次へと提訴をしてきたでしょう。

最後に、もう一つの裁判の提訴について言いますけれども、一気に新井氏が私のことを世界に流した。ニューヨークタイムズ、東京の弁護士からもいろんなアドバイスをいただきましたけれども、黒岩信忠は日本の政治家で、常習的な性的被害を繰り返している政治家であるということが、外国で報道されていると、その弁護士から聞きました。そんなところになすべがないじゃないですか。ただ、あなた方がそれを発信したから容認できないということ、その事件の根っこをたたくという意味で裁判を起こしているんですよ。テレ朝だか、日テレだか、TBSだか知らないけれども、あなたにそれを提訴しなさいと言われる筋合いはない。大きなお世話だよ。

あなたはこういうように言った、私がここで議論したとき。新井祥子さんは誠に清廉潔白な女性です、十二月十五日に神の洗礼を受ける、そういう人だからうそを言うはずがないと。そして黒岩町長がうそを言っているあかしがそこにあると断言切った。新井祥子さんが証拠ですと、だじやれでごまかした。そんなことで、私、あなたから見れば犯罪者にされているんですよ。あなたに何の権利があるんですか、裁判官ですか。その資格持っているんですか。新井氏は十二月十五日に受けたんですか。それが、新井氏を信じる最大の証拠と、あなたは言ったでしょう。もう何年も前の十二月十五日でしょう。受

けたんですか。

飯塚玲児氏は誠に紳士な方で、信用できる人だ。何をもって基準を言っているか知らないけれども、黒岩は悪党だ。この前まで時間湯の問題で、ブラックバスと私に、ジョークにもならない。新井氏と私と、その間にあなたがそこに、けんかに参戦してきた。あることないこと、ないこと、ないことばかりです、あなたの言っていることは。勝手に推測でストーリーをつくり上げて、私に対して攻撃を仕掛けてきた。そしてその後、なぜか知らないけれども、増田都子氏がそこに参戦をしてきた。あたな方にしてみれば、何か関係があるんだから、その辺は別にいいですけども。

そして、以前も傍聴席でやじを飛ばして、私は警察に連絡をとりました。ルール上はあれになるんですよ、威力業務妨害になる可能性があるんですよ。そしてめっちゃくちな請願書を出して、あなたがここでどうとうと増田氏が書いたものを読んだと。今回の内容も、聞いてみると、あなたが全て書いたものじゃないのは一目瞭然です。そして草津町がひどい町だということ、プロパガンダをもくろんだ。つまり、草津町と町長黒岩に、あなた方は仕掛けてきた。けんかを売ってきたんです。その代償がいかに大きいかを知るべきだと思います。それが今になったら泣き言で、年金生活者を訴えたとか、あなた方は意味不明なことを言っておりますけれども、それは売られたほうにしてみれば、到底、看過できるような内容ではない。だから対抗手段とるのは当たり前でしょう。

以前も、何度も忠告をした。あなた方は恫喝という言葉を使いますけれども、忠告をした。このような発言と言動を取ると、新たな名誉棄損、信用棄損を構成しますよというふうに、私は忠告した。自重するどころか、さらに悪辣になり、私と草津町の名誉を棄損する行為を繰り返している。虚構の風説を流布しているという意味です。あなたにしてみりや何が名誉棄損だ。だから、その問題はもう提訴になったんだから、今述べた一般質問を含めて、全て裁判所でやればいいということですよ。法律違反を犯したあなた、一般質問を、あなたはここで堂々としたんですよ、本来なら懲罰問題だよ。

それから、町民の税金を使って訴えた、とんでもない悪い町長だと。しかし、最初は増田氏は草津町を訴えてきたんですよ、私を。それは、どこから金が出るんですか。それは草津町民の金から控訴費用を出さなければなりません。私が立てか

えるわけにいかない。私の分は私で、きちんと弁護士に払って、着手金を払って裁判を起こしました、応訴しています。草津町は、それに対して、町民の税金の中から応訴費用を出しています。あなた方が最初に法的手段をとったじゃないですか。そして、負けたらどうするんだというけれども、じゃ、その費用は康治議員が負担するんですか。町が出した増田都子氏から訴えられたものは。町民の税金ですよ、同じじゃないですか、訴えても、訴えられても。

そして増田都子氏が提訴したのは、千葉県の松戸支部に私と草津町を提訴した。そして町長に松戸支部まで来させると豪語したと。しかし、松戸支部はそれを退け、前橋地方裁判所の事件の移送が決定をしたということです。聞いているでしょう。増田さんも前橋に来なきゃいけないということです。もう決定がされております。これ、何の争いしているか分かりませんか。法律論難しいんですけどね。草津町を皆さんが仲間として訴えたのは、地方自治法の解釈の中で言ったんでしょうけれども、国家賠償法という法律に基づいて裁判を起こすことも可能であるし。しかし、今回のケースは、地方自治法の特別法である行政事件訴訟法という法律が適用になるという当方の主張で、それが認められた。そうなる、自動的に、それが所在する自治体の裁判所ということになるんですが、分かります、こんなこと言っても分からないか。

それと、私があなを訴えた、裁判所で、陳述書を出しましたよね。その決定の通知は来ないんですか。裁判所に預けたでしょう、陳述書。裁判所はどう処理したか知っていますか。証拠として採用しないという決定がなされた。裁判所へは何でもかんでも持っていきやいいというものじゃないんですかね。それは自由ですから。ことわざで「天に向かってつばを吐く」という言葉があります、それから、自らまいた種、その結果についてこんなひどいことする町長、年金生活者に。私にしてみれば、さんざん言いたいことを言って、やりたい放題やって、訴えられたら泣きを入れるというか、意味不明な法令違反の一般質問をする。許されると思いますか。懲罰問題ですよ。決定するのは私じゃない、議会だけだ。

それと、言い忘れたけれども、百条委員会を設置しない町長は不届きだと。何言っている。この前も教えたでしょう、法律を勉強しなさいよ。つくるのは議会がつくる、当局が調べられるの。私がつくろうとか、つくらないとかいう問題じゃない。議会がつくるのが百条委員会。行政の行為を見張るのが百条委員会、調査するのが百条委員会。何で私につくらないの

が悪いと文句言っているんですか。お門違いも甚だしい。

だから、何度も言う。今日の一般質問書はそっくり、あなたの主張が言いたいならば裁判所に出せばいい。裁判所がどういうふうを採用するか知らないけど。ただし、何度も言うておく。新井祥子氏は具体的な町長室で性的交渉を強要されたと言いつ張っているわけですけども、一つも証拠は出てこない。あなた方がそれどうやって知る、本人が出せないものを何で、あなたとほかの人たちが出せるんですか。そこで立ち会っていたんですか。おかしな話ですね。

最後になりますけれども、今日、新たに前橋地方裁判所に原告、黒岩信忠、被告、増田都子、中澤康治、新井祥子各氏らに対して、名誉棄損による損害賠償請求の提訴をいたしました。早く見たければ、今訴状を持っていますからお渡ししますけれども、一、二週間の間に訴状が届くでしょう。まあ、楽しみに待っていてください。請求は二千万円の損害賠償請求。

そこにプラス弁護士料の二百万ということで、合計二千二百万円の名誉棄損事件の提訴をしました。そして、名誉棄損でないという証明をあなた方がすることになります。本来の裁判は、利益を主張するほうが実証責任を負いますけれども、名誉棄損だけは、それを実証するすべがないので、開示した者に立証責任を負わせるということは何度もここで申し上げましたけれども、訴状を見て、それを早く立証する手続を取ったほうがいいと思います。

また、先ほど、新井氏の弁護士が辞めたこと、刑事告訴したから、それを盾に辞めたこと。そんなの誰が信じますか。第一、新井氏と私の裁判、もう何年もやっていて、もう既に本人尋問のすぐそこまで来たんです。だから、弁護士が代わらなければ、もうこの次は本人の尋問があるわけです、新井氏と私の。そして、その証人がいるんなら、新井氏側で、中澤議員、あなたなればいいんじゃないですか、何で証人……証拠を持って要るから知らないけど。それが、四人が一斉にその弁護士が辞任をしたこと。本人尋問を控えて、四人の弁護士が一斉に辞任するなんていうのは聞いたことがない。

そうすると、今までの裁判資料というものは、弁護士の判断になると思いますけれども、辞め方によっては何の証拠もどうか、資料も渡せずに、それは知的財産権として、今までの弁護士料の中で渡さないという方法もあると思いますし、その辺は私には分からないから、どうするのか知らないですけども、当方としては、早く新井氏が、新たな弁護士が見つかる

ったということだそうでありますけれども、早く協議をして、早く決着するために本人尋問をするために、あなたからも新井氏に促して、きちんと早く勝負をつけましょう。

そして、私は何一つ証明責任がないということを最後に申し上げて、一々反論する気ならできただけけれども、これほど下劣、支離滅裂、うそ、推測の塊に答えることが、私の次元が下がるということと、いいですか、言っておきますよ、法律違反のあなたは、法律違反の一般質問をしたということは忘れてはならない、議長は警告したにもかかわらず、それを申し上げて、答弁とします。

○議長（黒岩 卓君） 以上で一般質問を終了いたします。

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（黒岩 卓君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。  
会議を閉じます。

以上で、令和四年第六回草津町議会定例会を閉会といたします。  
大変ご苦勞さまでした。

閉 会 午後三時三十一分

署名

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

令和四年 月 日

議長 黒岩卓

署名議員 金丸勝利

署名議員 中澤康治